

第三次 取手市 男女共同参画計画

平成 29 年度～平成 33 年度

取手市

はじめに



我が国では、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少が進展し、時代は大きな転換期を迎えています。こうした状況の中で、変化に対応しながら、多様性と活力に満ちた、将来に希望を抱くことができる社会を築くためには、性別にかかわらず全ての個人が、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が策定されました。この法律では、男性も含めたワークライフバランスの見直しや、女性本人の意思に基づいた働き方ができるような幅広い取組みが求められています。本市においても女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を平成 28 年 3 月に策定したところです。

このような中、本市では、社会状況の変化や男女共同参画意識調査の結果等を踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「第二次取手市男女共同参画計画」を継承しながらも、さらなる推進を図るため、今回「第三次取手市男女共同参画計画」を策定しました。

第三次計画では、女性活躍推進法を踏まえ、「ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現」等新たな主要課題を設定し、男女が対等に社会参画をし、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまちを築いていくための施策を展開してまいります。

本計画の推進には、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆さまには、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱意をもって広範囲な分野にわたり真摯に審議を重ねていただきました取手市男女共同参画審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

取手市長 藤井 信吾

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿	1
2 市、市民、事業者、団体の役割	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定に当たっての基本的な視点	4
5 計画の基本目標	5
第3章 計画の内容	7
計画の体系	7
基本目標と主要課題	
基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり	9
主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	9
主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	14
主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援	19
基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革	22
主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	22
主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	27
主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	31
主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力	36
基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	38
主要課題8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現	38
主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進	42
主要課題10 起業・再就職に対する支援	45

具体施策と数値目標

具体施策(基本目標1)・・・・・・・・・・・・・・・・	48
具体施策(基本目標2)・・・・・・・・・・・・・・・・	53
具体施策(基本目標3)・・・・・・・・・・・・・・・・	57
数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・	59

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	62
取手市男女共同参画推進条例・・・・・・・・	65
取手市男女共同参画推進条例施行規則	71

参考資料

第三次取手市男女共同参画計画策定までの経過	78
諮問・・・・・・・・・・・・・・・・	79
答申・・・・・・・・・・・・・・・・	80
取手市男女共同参画審議会委員名簿	81

第1章

計画の策定に当たって

1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿

取手市が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も全ての個人が

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人としての能力を発揮し、男女の人権が尊重され
- ・男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択でき
- ・男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され
- ・家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう

心豊かに、生き生きと暮らせる活力ある社会です。

家庭では

○男女がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、家事・育児・介護など協力して行います。

地域では

○女性も男性も高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

職場では

○男女が共に働きやすく、能力を発揮することができる職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。

※「参画」とは、単にその場にかわる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合っ物事を決め、実行していくことです。

2 市、市民、事業者、団体の役割

- 市 地域の実情に応じて、市民や関係団体、事業者などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。
- 市民 市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで実践します。
- 事業者・企業 性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる職場づくりは、企業の活性化につながるものです。男女が共に仕事と生活の調和を図っていくために、職場環境を整備します。
- 市民団体 男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に応じて様々な分野で活躍する団体の取組が重要です。市や市民と連携をとりながら、男女共同参画の視点に立った多彩な活動を展開します。

参考

[男女共同参画基本法]とは

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られました。家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動における基本的平等を理念としています。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めています。

[取手市男女共同参画推進条例]とは

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的としています。

〈基本理念〉

第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることに配慮し、男女共同参画を推進します。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めること、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の多様な生き方を選択することを妨げないよう配慮し、男女共同参画を推進します。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう配慮し、男女共同参画を推進します。
- (4) 家族を構成する男女が互いに協力しあい、社会の支援の下に、子育て、介護などの家庭生活と就業、就学、地域活動などが円滑に両立できるよう男女共同参画を推進します。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会での取り組みを十分に理解して行います。

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

市では、平成12年3月に「取手市男女共同参画基本計画（女と男ともに輝くとりでプラン（以下「第一次計画」という。）」を策定し、様々な男女共同参画に関する施策を進めてきました。この間、平成17年（2005年）1月には、「取手市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、市、市民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいくことを明らかにするとともに、より一層の推進を図ってきました。その結果、学校における男女の平等感、育児に参加する父親の割合、子育て支援策の成果指標値の進捗率は高まりましたが、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、「第三次取手市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画基本法」及び「取手市男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく推進計画です。
- (3) この計画は、「取手市第六次総合計画」のまちづくりの基本方針の一つとして、他の方針との整合性を確保した計画です。
- (4) この計画は、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (5) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向と具

体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。

3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

4 計画策定に当たっての基本的な視点

第二次取手市男女共同参画計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の進捗の状況を踏まえ、今回の計画において改めて強調すべき視点は次のとおりとし、今後更なる取組を進めます。

<視点1> 男女共同参画等の教育・学習の充実

学校教育の中で、男女共同参画についての学習の充実を図ることにより、多面的な視点から判断できる能力を身に付け、一人ひとりが人生設計やキャリアプランを真剣に考える必要があります。また、女性の社会参画が、社会の活性化にとって有益であることを理解し、様々な分野への女性の参画を促進する必要があります。すべての人が、固定的性別役割分担意識を持つことなく、各人の生き方や適性を考え、自らのよりよい人生を選択する能力を身につけられる教育が必要です。

<視点2> 生涯を通してすべての人が幸せに暮らせる環境の整備

すべての人が生涯を通じて健康を保持できるよう、総合的な取組を推進する必要があります。また、高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会生活を営む上で困難を有する人が安心して暮らせる支援体制や環境の整備を促進する必要があります。

<視点3> 女性の参画による社会全体の活性化

(女性活躍推進法の推進計画関係)

少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会の活性化にとって多様な人材を活用することが求められています。様々な分野への女性の参画の取組を促進し、地域社会の活性化につなげていくことが必要です。

<視点4> 男性にとっての男女共同参画(女性活躍推進法の推進計画関係)

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、誰もが職場、家庭、地域などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず男性にとっても暮らしやすい社会です。男女共同参画を男性の視点から捉え、理解を働きかけることが必要です。

＜視点5＞子育てや仕事と介護との両立支援(女性活躍推進法の推進計画関係)

「仕事と生活の調和」は、個人の活動がより多様化している現代において、ますます重要なものとなっています。経済社会の持続可能な発展や企業の活性化、子どもにとって安らぎのある家庭環境づくりのため、子育てや介護と仕事との両立支援に関する一層の取組を推進していく必要があります。

＜視点6＞男女間における暴力を許さない社会づくり

男女間における暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会をつくる上で克服すべき重要な課題です。配偶者などにおける暴力、職場などにおけるハラスメントなどを許さない社会づくりが必要です。

5 計画の基本目標

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が謳われており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、それを阻害するおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女が平等に取り扱われることを基本として実現されるものです。

また、男女間におけるあらゆる暴力やハラスメントなどを許さない社会づくりのための取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域等においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

また、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながらあらゆる分野において活躍するとともに、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

計画では、男女が政策・方針決定過程への参画など、あらゆる分野において参画することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても必要なことです。主体的な担い手として女性を位置づけ、平常時から防災・復興の基盤として男女共同参画を推進します。

現在、国民の間での女性の活躍に関する機運の高まりをチャンスと捉え、女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。そのため、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける女性活躍推進法に基づき、更に踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブアクション）の実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進めます。

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

雇用、起業等の分野においても、女性が男性と均等な機会を得た中で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりを促進します。

また、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、再就職、起業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

第3章

計画の内容

第三次取手市男女共同参画計画の体系

3つの基本目標ごとに主要課題を定め、男女共同参画の推進を図ります。

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

	主要課題	施策の基本方向
1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進
2	男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (5) 障害者の自立した生活に対する支援 (6) 子育て支援体制の充実 (7) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
3	生涯にわたる男女の健康の支援	(8) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (9) 妊娠・出産などに対する健康支援 (10) 健康をおびやかす問題についての啓発・充実

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

	主要課題	施策の基本方向
4	家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	(11) 家庭生活における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係) (12) 地域社会における男女共同参画の推進 (13) 男性にとっての男女共同参画の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係)
5	政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	(14) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大 (女性活躍推進法の推進計画関係) (15) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係)

		(16) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進 (17) 男女共同参画推進のための女性のリーダーの養成
6	教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	(18) 子供の頃からの男女共同参画の理解と意識啓発 (19) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 (20) メディアを活用した情報の提供・発信 (21) 情報を活用できる能力向上の推進
7	国際社会の取り組みへの理解と協力	(22) 男女共同参画に関する国際交流の推進 (23) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

	主要課題	施策の基本方向
8	ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現 (女性活躍推進法の推進計画関係)	(24) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり (25) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進 (26) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり
9	商業・農業等における男女共同参画の推進	(27) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進
10	起業・再就職に対する支援	(28) 女性のチャレンジ支援

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は、その対象を性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。内閣府の調査によると、約5人に1人は配偶者から暴力を受けた経験があり、男女別では女性の約4人に1人が被害を受けています。被害を受けた女性の約4割、男性の約8割はどこにも相談していないという状況です。セクシュアルハラスメントをはじめとした各種ハラスメントは社会問題であるにも関わらず、潜在化しやすい問題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから、暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。

【男女共同参画アンケート結果からみる取手市の状況】

<セクシュアルハラスメント>

「自分に対してあった」割合は全体で10.4%、「自分以外の人に対してあった」割合は13.3%です。男女別にみると、「自分に対してあった」割合は女性が15.8%、男性が3.4%であることから、女性が被害の対象となっていることが見てとれます。

<パワーハラスメント>

「自分に対してあった」割合は全体で24.6%、「自分以外の人に対してあった」割合は21.3%です。男女別にみると、「自分に対してあった」割合は女性が25.3%、男性が24.0%であることから、どちらも高い割合になっています。

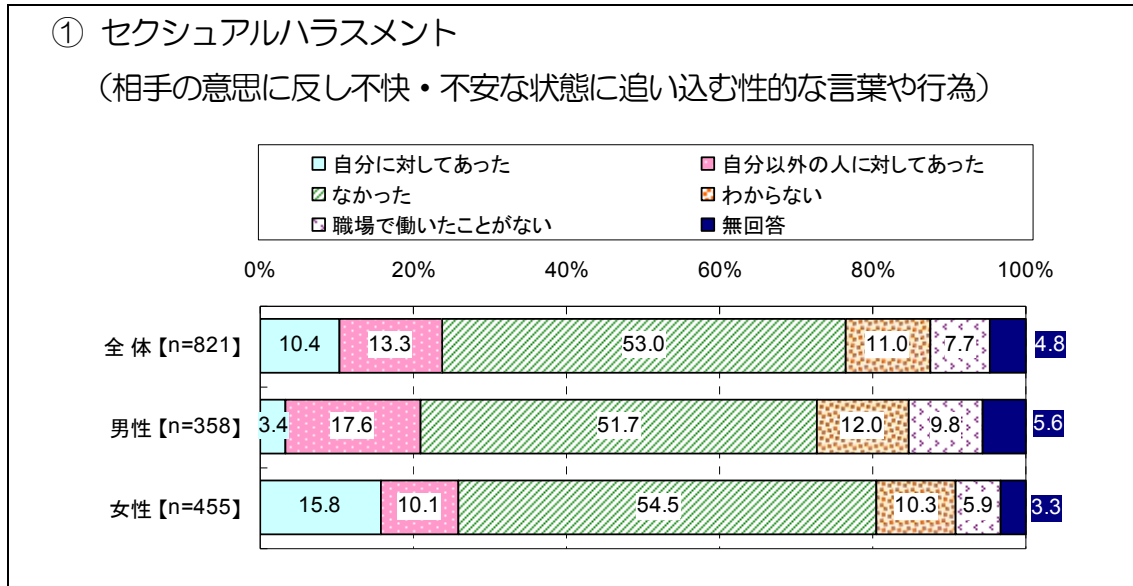
<マタニティハラスメント>

「自分に対してあった」割合は全体で2.4%、「自分以外の人に対してあった」割合は6.6%となっています。

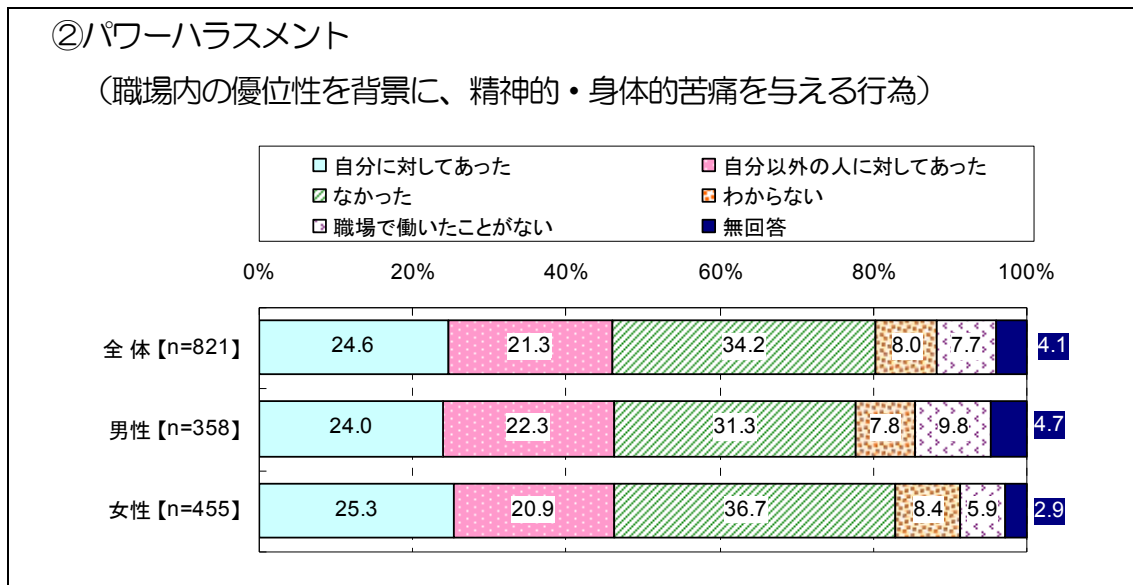
<配偶者等からの暴力>

配偶者や恋人がいるもしくは過去にいたと回答した人で配偶者や恋人から暴力を受けたことがある割合は15.5%で、男女別では男性が11.4%、女性では18.4%でした。また、受けた行為について誰かに相談した割合は「相談した」が52.0%、「相談しようと思わなかった」が40.2%、「相談できなかった」が7.8%という状況です。

職場でハラスメントを経験した有無(取手市)



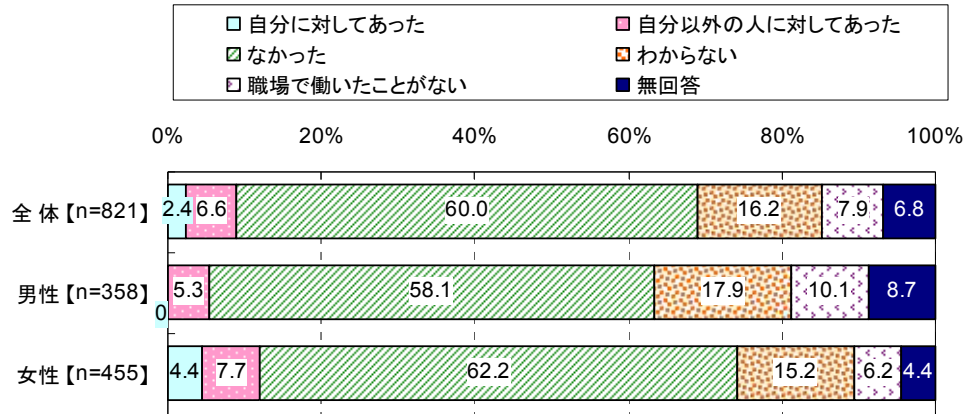
資料：市男女共同参画アンケート



資料：市男女共同参画アンケート

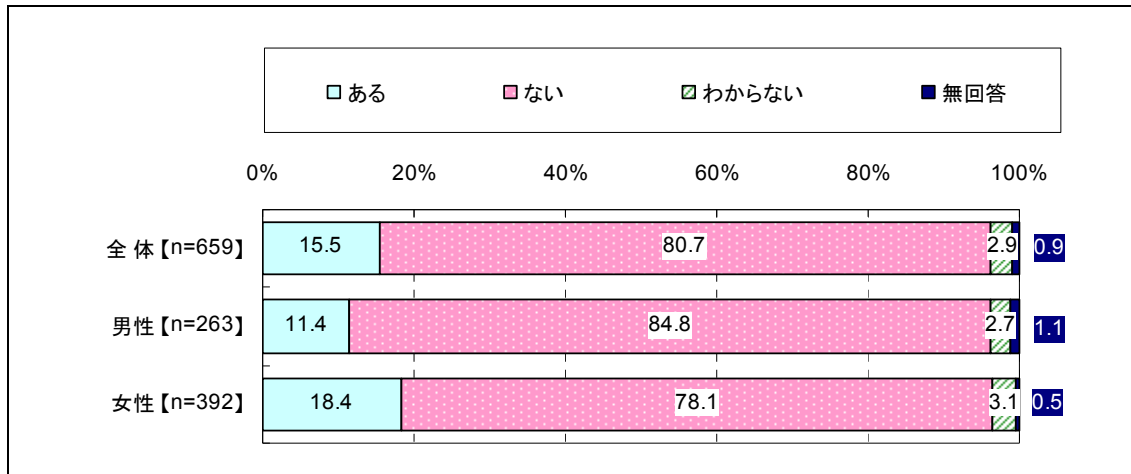
③マタニティハラスメント

(妊娠・出産を理由として、精神的・身体的苦痛を与える行為)



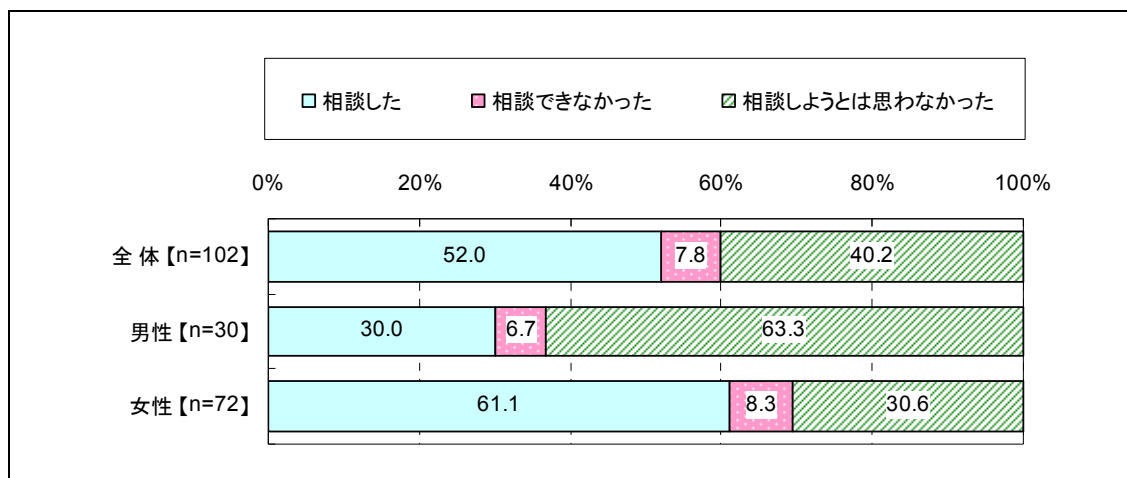
資料：市男女共同参画アンケート

《配偶者や恋人がいるか・過去にいた人》配偶者等から暴力を受けた経験の有無

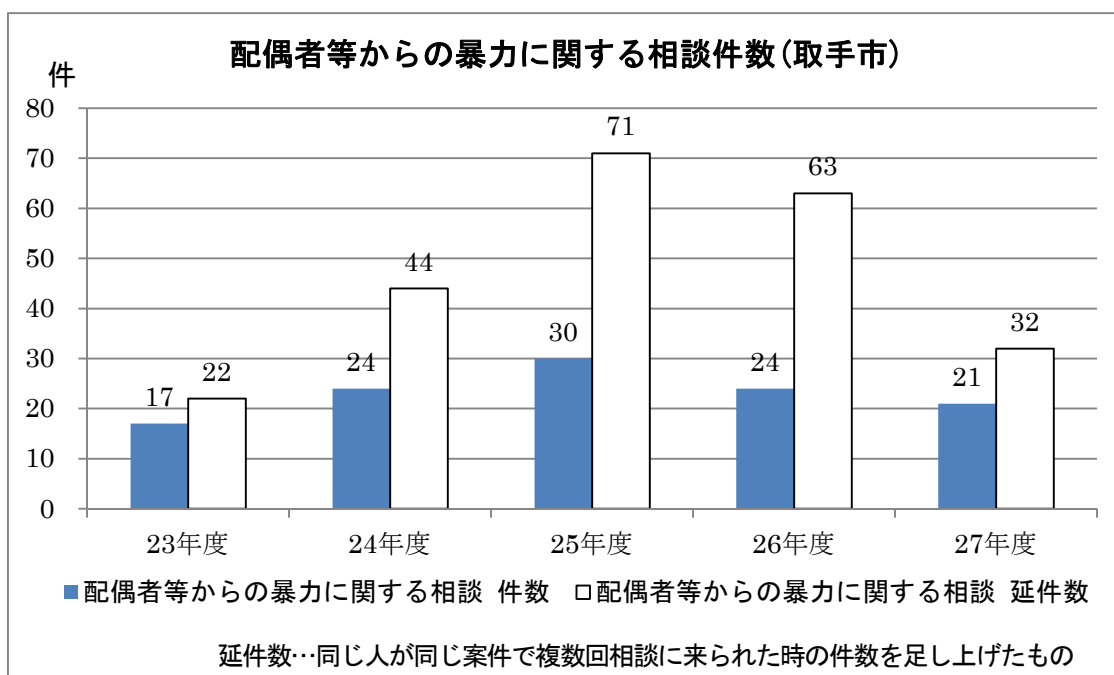


資料：市男女共同参画アンケート

《配偶者等からの暴力を受けたことがある人》配偶者等からの暴力について相談したか



資料：市男女共同参画アンケート



資料：市子育て支援課

※内閣府アンケート・・・内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査報告書 27年3月)3年毎調査

※取手市男女共同参画アンケート・・・取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成28年3月)

施策の基本方向

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

- 配偶者等からの暴力の被害者・加害者を発生させないために、地域、職場、学校などで配偶者等からの暴力についての人権意識の高揚、啓発を行います。

～主な取組～

- 配偶者等からの暴力の防止を目的とした啓発事業、ストーカー行為防止に関する周知・啓発事業
- 取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実

(2) 安心して相談できる体制の充実

- 性犯罪、ストーカー行為などの被害者の立場にたった適切な支援・相談を実施します。
- 関係機関との情報共有や連携を図り、組織的に被害者支援を行います。

～主な取組～

- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為に対処するために、女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実
- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為の防止と被害者保護のため、関係機関(警察や医療関係者など)との連携

(3) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等は対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げるなど生活に深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。職場などにおけるハラスメント防止対策を進め、事業主が講ずべき措置や相談体制の整備など普及啓発を進めます。

～主な取組～

- 事業所(市を含む)に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発
- 事業所(市を含む)に対する、パワーハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発
- 事業所(市を含む)に対する、マタニティハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発

主要課題2

男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・

ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり

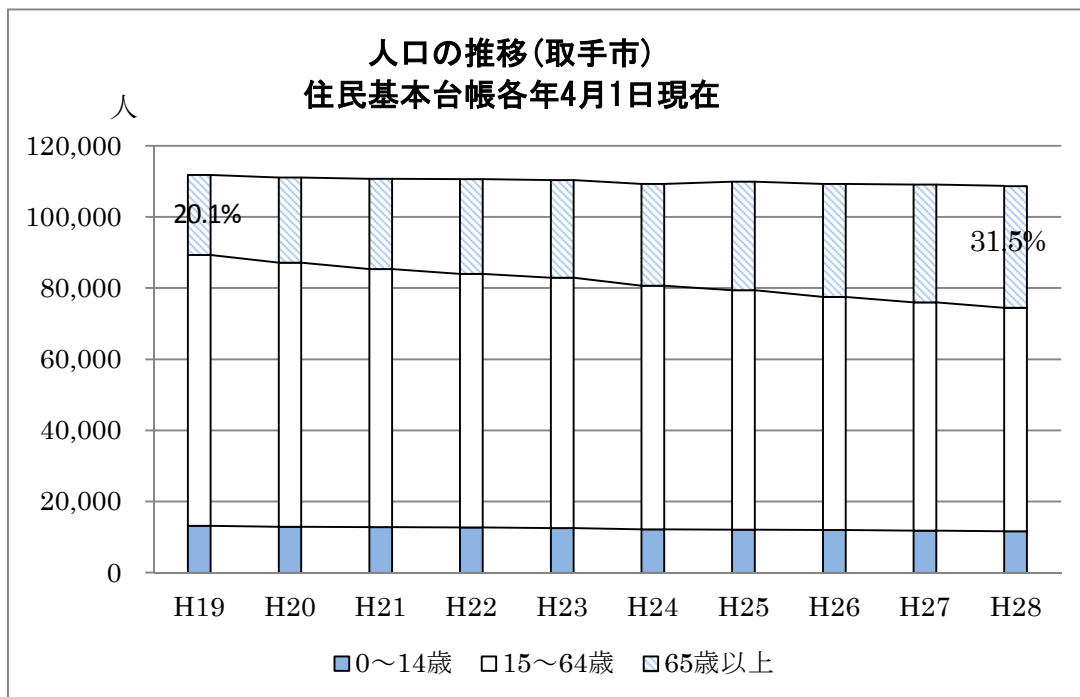
<現状と課題>

本市の人口は平成28年4月1日現在 108,781人で10年前(平成19年)と比較して3,119人減少しており、毎年減少傾向にあります。

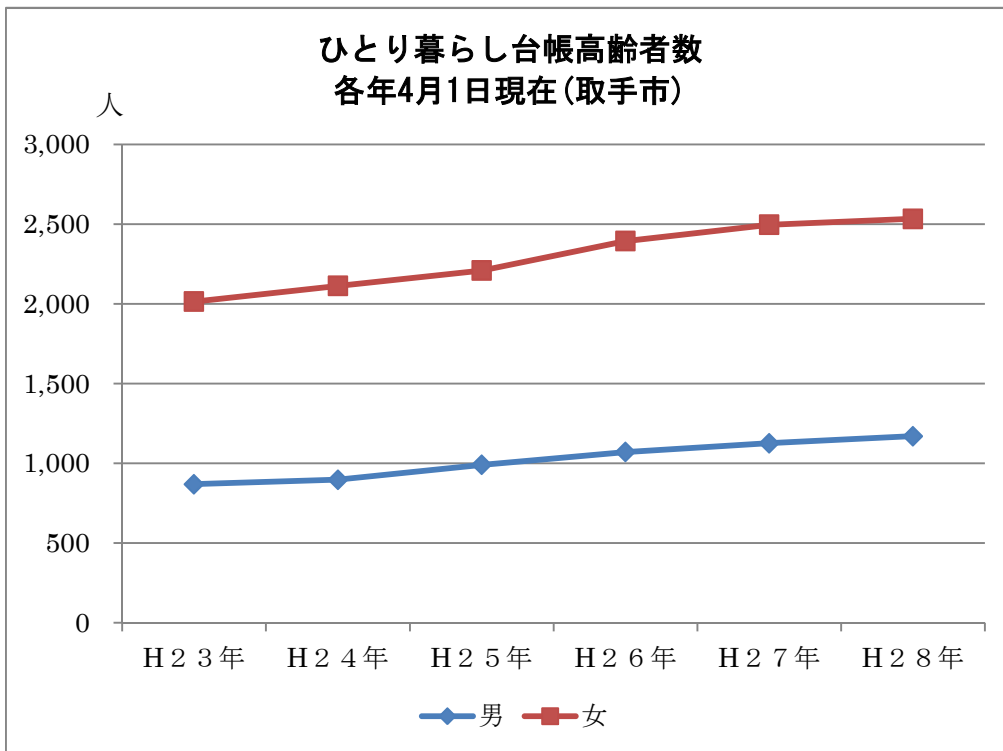
年齢別区分の推移は、年少人口(0歳から14歳)、生産年齢人口(15歳から64歳)は減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の比率は人口が減っていく中で増加しており、65歳以上の人口は34,266人で、高齢化率は31.5%となっています。今後も増加が予想されます。世帯数は10年前(平成19年)に比べて4,042世帯増加していますが、1世帯当たりの人員は10年前の2.6人から2.3人に減少しており、核家族化、単身世帯が増えていることがうかがえます。母子家庭・父子家庭の状況は児童扶養手当認定者数からみると平成27年度は950世帯です。また、ひとり暮らし台帳によると高齢者の単身世帯が増加傾向にあり、特に女性の人数が男性の2倍と多くなっています。身体障害者手帳などを所持する障害児・者も年々増加しています。

年齢、障害、性別などにかかわらず、全ての人が安心して、自立した日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい社会づくりに向けて、生活や就業についての支援を行うことが必要です。

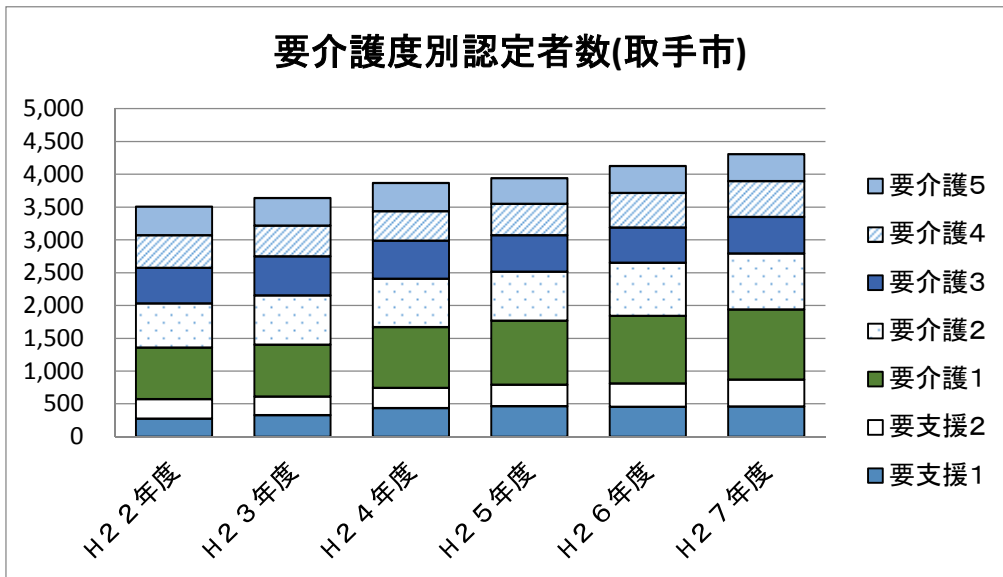
また、同時にいきがいをもって生活できる環境を整えることも重要です。



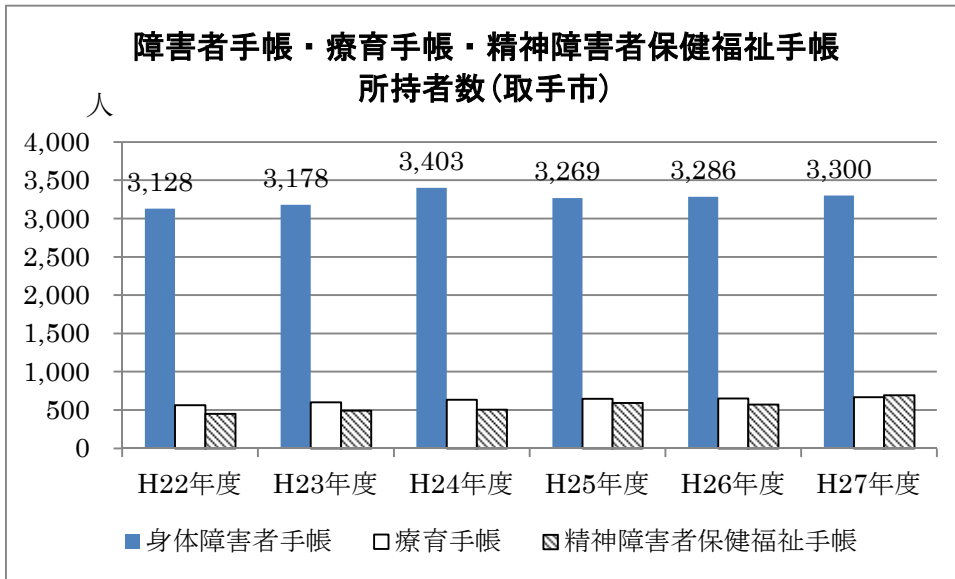
資料：市政策推進課



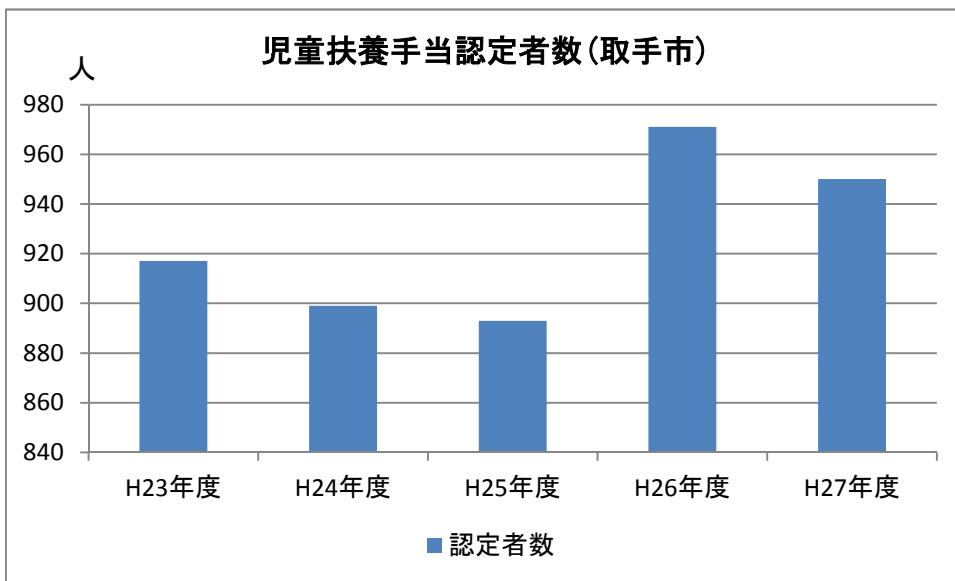
資料：市高齢福祉課



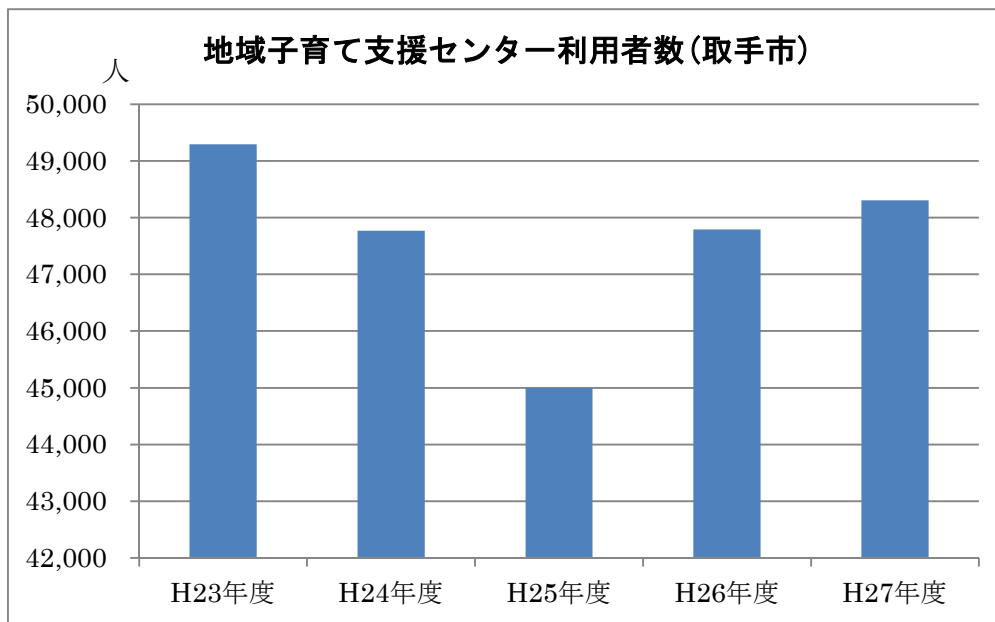
資料：市高齢福祉課



資料：市障害福祉課



資料：市子育て支援課



資料：市子育て支援課

施策の基本方向

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上で重要です。高齢者の地域活動を支援し、ふれあい交流等生きがいづくりを推進します。
- 家族介護者の負担軽減を図り社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

～主な取組～

- 在宅福祉サービスの充実
- 公共施設等を利用したふれあい交流事業の推進
- 介護する家族の負担軽減のため介護者への支援
- 介護予防のための施策の推進

(5) 障害者の自立した生活に対する支援

- 障害のある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう環境の整備を図り、生活や就労の支援を行います。
- 障害のある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な障害の特性や必要な配慮などの理解を深めるための啓発、広報活動を積極的に推進します。

～主な取組～

- 障害者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保
- 障害者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発

(6) 子育て支援体制の充実

- 次世代を担う子供の成長を社会全体で応援するため、学校、家庭、地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で子供を支える取組を支援します。

～主な取組～

- 地域子育て支援センターの充実
- 子育てネットワークへの支援
- 学校における相談事業の充実
- 中学校卒業までの子供の医療費の負担軽減

(7) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

- 生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭に対し、子育て、生活支援、就業支援など地域での生活を総合的に支援します。
- 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めるほか、相談体制の充実を図ります。

～主な取組～

- ひとり親家庭への児童扶養手当の支給及び医療費助成
- 就学援助制度の実施
- 相談体制の充実

主要課題3

生涯にわたる男女の健康の支援

<現状と課題>

本市の主な死因は悪性新生物(がん)が多く、続いて心疾患、脳血管疾患の順となっています。肺がんや乳がん検診など、各種がんの検診を実施していますが、特に胃がんや子宮がん検診の受診率が伸び悩んでいる状況です。

がんは、2人に1人が罹患する身近な病気ですが、早期発見・早期治療により治癒率も高くなります。今後も様々な年代に対して、生活習慣病及びがんに関する知識の普及に努め、受診率の向上に努めていきます。

また身体の健康と共に、心の健康を保つことは、生涯を通じた健康の保持増進に密接に関係しています。死因の一つでもある自殺は、我が国では平成10年以降、年3万人を超えていましたが、平成24年に3万人を下回り、平成27年には2万5,000人を下回りました。しかし男女別の自殺状況をみると、40～60歳代の男性が全体の4割を占める現状となっています。自殺の原因としては、うつ病等の気分障害が特に重要な要因であることが明らかになっています。うつ病患者の医療機関への受診率が低いことから、うつ病の方々が早期に気づき、専門的な医療機関にかかることができるよう、うつ病に関する普及啓発や、地域におけるメンタルヘルス対策等によるうつ病の早期発見が大切となります。

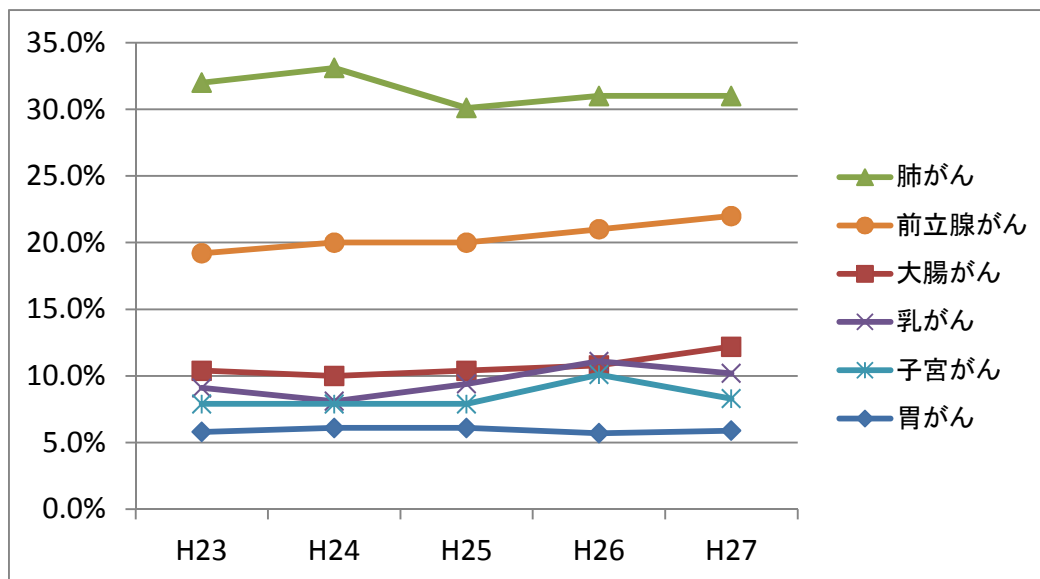
同時に、自殺を予防するには、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を行なうゲートキーパーの養成や、相談体制の充実を図ることが重要となります。

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。

特に女性は妊娠・出産する可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の負担に直面することに、男女とも留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が求められています。

また、HIV/エイズやその他の性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす問題について、正しい知識を身につけるため、教育及び啓発が必要です。

がん検診受診率(取手市)



資料：市保健センター

施策の基本方向

(8) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- 女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めます。
- 男女が、その健康状態に応じて相談しやすい体制の整備を図り、がん検診の受診促進、生活習慣病や自殺の予防など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

～主な取組～

- 思春期、更年期、老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり(性差医療を含む)の普及・啓発及び情報提供、健康相談の充実
- 市民の健康増進を図るため、各種健康診査等の充実
- がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備
- ゲートキーパー(※)の養成研修の実施
 - ※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。
- 介護予防ケアマネジメントの作成による介護状態移行者の抑止

(9) 妊娠・出産などに対する健康支援

- 妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、地域において安心して子供を産み育てることができるよう支援体制を充実します。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する正しい知識の普及を図り、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含め、発達段階に応じた適切な性教育・啓発を行います。

～主な取組～

- 男女がお互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、相互の意思を尊重していくための意識の啓発
- 発達段階に応じた性教育、保健・安全教育の充実
- 妊娠期、出産期及び乳幼児期における健康診査・保健指導の充実
- 不妊治療に要する経費の一部助成

(10) 健康をおびやかす問題についての啓発・充実

- HIV/エイズやその他の性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、その予防から相談体制の充実など、総合的な対策を推進します。
- 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむだけではなく、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識や、薬物乱用を防止するための教育・啓発を行います。

～主な取組～

- HIV/エイズやその他の性感染症の予防に関する普及啓発
- 性感染症や薬物乱用と健康の関係について、正しい理解を進めるための学校教育の充実
- 飲酒や喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発、情報の提供

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の

整備、意識の改革

主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

<現状と課題>

市民アンケートによると家庭生活における男女の地位に関する意識については、「平等になっている」と感じている女性の割合は31.9%で男性より10ポイント低くなっています。また、男女共同参画アンケートによると、家事・育児・介護に費やす1日あたりの平均時間はいずれも女性の方が多くなっています。

地域社会とのつながりについて、市民アンケートの結果によると全体としては、地域の人々はお互いに助け合っていると「強くそう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じている割合は「全くそう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と感じている割合より19.2ポイント高くなっています。年齢別にみると、「強くそう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じている割合は、40歳代で34.3%と低く、70歳代前半で49.2%と高くなっています。働き盛りの40歳代では、仕事や子育てに比重がかかり、地域活動に参加できない状況がうかがえます。

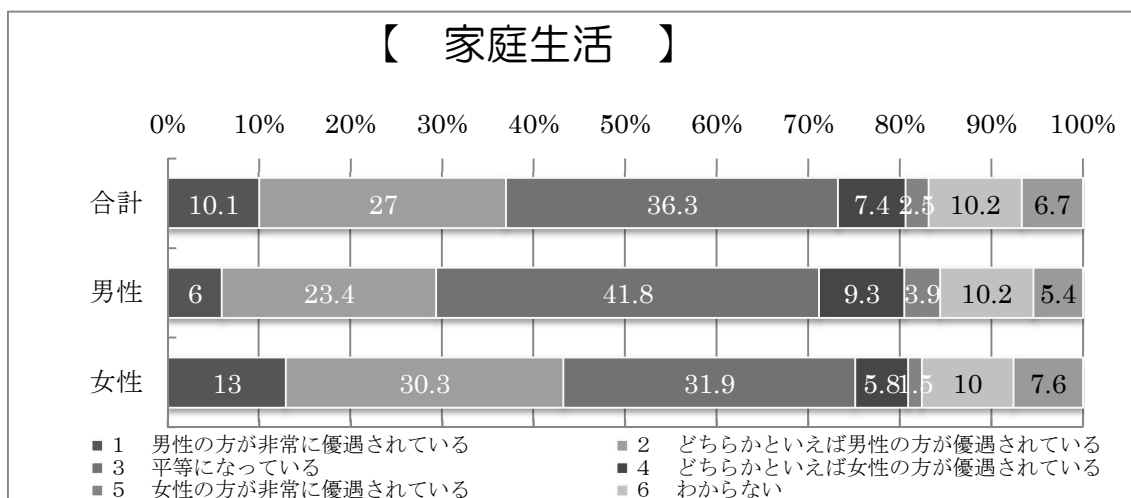
また、地域の防災力を強化するためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取組や対策を行うことが重要です。そのためには、防災・復興に係る方針決定の場に女性の参画を進め、災害・復興時に起こる様々な問題について、女性、子育て、高齢者などのニーズを踏まえ取り組むことが必要です。

家庭においては核家族化が進む中で、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性が家事、育児、介護に参画し、地域でのネットワークを築いていくことは重要であり、男女共同参画社会について男性の理解を深めるための働きかけが必要です。

平成27年8月に、「女性活躍推進法」が成立し、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。その中で、事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられており、男性の働き方の見直しも示されています。企業事業所においても、男性型の働き方等を見直し、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるような体制作りが進められています。

※取手市市民アンケート・・・取手市市民アンケート調査報告書 平成27年度

男女の地位に関する意識【家庭生活】（取手市）



資料：市市民アンケート

家事に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平日	土曜日	日曜日
全体	81.3分 (1.4時間)	93.2分 (1.6時間)	93.6分 (1.6時間)
男性	28.9分 (0.5時間)	41.8分 (0.7時間)	46.0分 (0.8時間)
女性	122.5分 (2.0時間)	133.1分 (2.2時間)	130.6分 (2.2時間)

資料：市男女共同参画アンケート

育児に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平日	土曜日	日曜日
全体	168.7分 (2.8時間)	285.5分 (4.8時間)	307.0分 (5.1時間)
男性	42.4分 (0.7時間)	190.2分 (3.2時間)	214.8分 (3.6時間)
女性	238.6分 (4.0時間)	340.3分 (5.7時間)	360.4分 (6.0時間)

資料：市男女共同参画アンケート

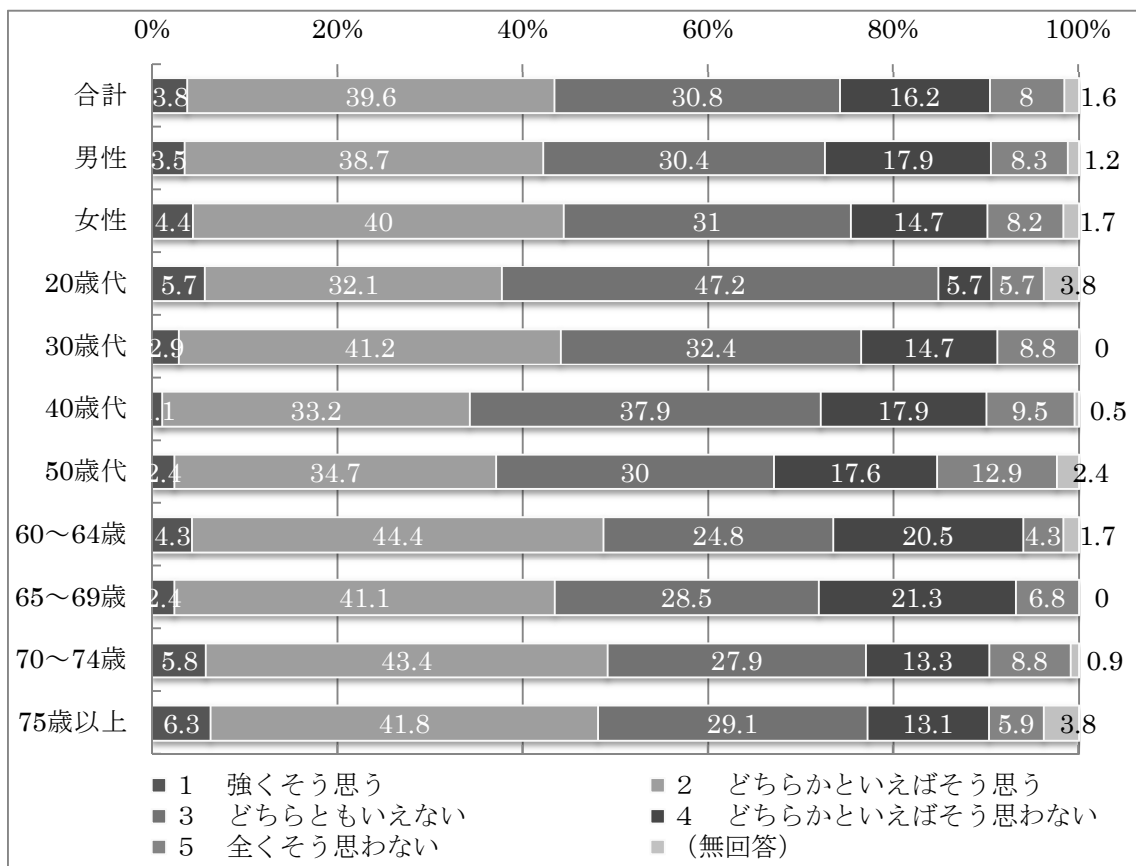
介護に費やす平均時間〈1日あたり〉(取手市)

〈男女別〉

	平日	土曜日	日曜日
全体	41.2分 (0.7時間)	79.3分 (1.3時間)	82.5分 (1.4時間)
男性	38.1分 (0.6時間)	35.0分 (0.6時間)	42.7分 (0.7時間)
女性	46.3分 (0.8時間)	143.3分 (2.4時間)	140.0分 (2.3時間)

資料：市男女共同参画アンケート

地域社会とのつながり状況 (取手市)



資料：市市民アンケート

施策の基本方向

(11) 家庭生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進法の推進計画関係）

- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、啓発活動や学習機会の充実を図ります。

～主な取組～

- 家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供
- 男女が家事・育児・介護等で、ともに協力しあいその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進

(12) 地域社会における男女共同参画の推進

- 地域社会における男女共同参画を推進するため、市、NPO、ボランティア団体、自治会等との協働・連携を図ります。
- 防災、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動への男女とも多様な年齢層の参画を促進します。

～主な取組～

- 自治会等地域活動、地域コミュニティづくり、まちづくりセミナー等への男女参画の促進、啓発及び支援
- ボランティア及びコーディネーターの人材育成、ボランティア相談窓口の充実
- 各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援
- 自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進

(13) 男性にとっての男女共同参画の推進（女性活躍推進法の推進計画関係）

- 男性が家庭生活や地域活動に参画し、男女共同参画を実現するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休暇など仕事と生活の両立のための制度について周知し、職場環境の整備を図ります。
- 男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供を行います。

～主な取組～

- 男性の育児休業取得率の向上に向けた職場環境づくりの推進及び取得状況の情報開示

- 男性が家事、育児、介護、地域活動等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加支援
- 長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様な柔軟な働き方が選択できるような体制づくり

主要課題5

政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

<現状と課題>

少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会を活力あるものとしていくために、多様な人材を活用することが求められています。女性は様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への参画はまだ低い状況です。

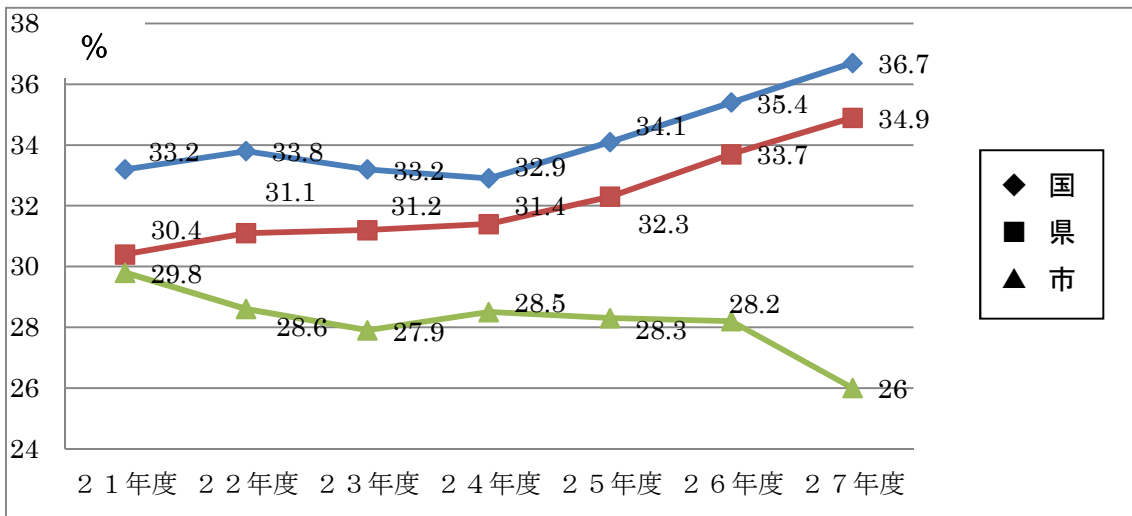
本市の審議会委員における女性の割合は、平成27年度は26.4%で、低い水準にとどまっています。本市で管理職地位にある職員に占める割合は6.5%で、職員対象に実施したアンケート(平成28年3月)によると、職場における女性の管理職の割合については「少ない」と感じている職員が全体の5割を占めています。また、女性管理職が増えると「より女性が働きやすい職場環境になる」「市の施策や意思決定に女性独自の視点加わる」といったメリットについて多く回答がありました。

茨城県における女性管理職の状況については、茨城労働局が平成26年10月に県内企業を対象に実施したアンケートによると、管理職全体に占める女性の割合は13.0%でした。自治体はもちろんのこと、企業や団体などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣例の見直しや積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

また、地域社会は老若男女で構成され、家族と共に私たちにとって最も身近な暮らしの場です。誰もが住みやすいまちづくりを行うためには、地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していくことが必要です。

従来の慣習や固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう、意識を高めていくことが必要です。

審議会等における女性委員の占める割合(目標の対象である審議会委員)



資料：市市民協働課

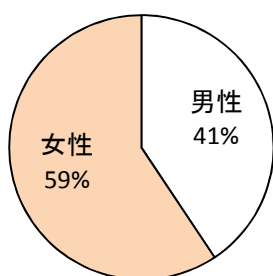
各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(取手市)

役職名	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	男性 割合	女性 割合
部長・参事	14	0	14	100.0%	0.0%
次長・参事補	16	1	17	94.1%	5.9%
課長・副参事	56	5	61	91.8%	8.2%
課長補佐	71	16	87	81.6%	18.4%
係長・主査・主任	192	76	268	71.6%	28.4%
主幹・主事・係員 技能労務職 等	161	187	348	46.3%	53.7%
合計	510	285	795	64.2%	35.8%

資料：取手市特定事業主行動計画(取手市人事課)

平成27年4月1日現在

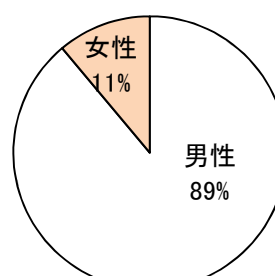
男女別民生委員・児童委員数
(取手市)



平成28年9月現在

資料：市社会福祉課

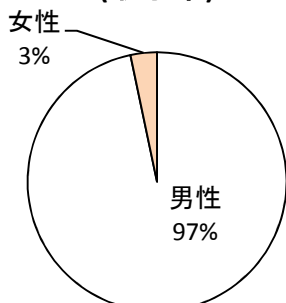
男女別 市政協力員数
(取手市)



平成28年6月現在

資料：市市民協働課

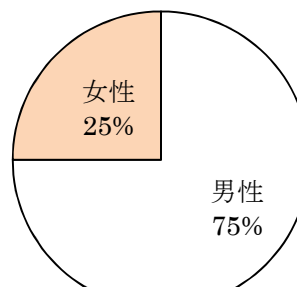
男女別 消防団員数
(取手市)



平成28年4月現在

資料：市消防本部総務課

男女の割合
小中学校PTA会長(取手市)



平成28年5月現在

資料：市指導課

施策の基本方向

(14) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大(女性活躍推進法の推進計画関係)

- 政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、女性の人材情報や学習機会を提供します。

～主な取組～

- 審議会委員等の女性登用の促進、登用率の向上
- 審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上
- 男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用

(15) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進(女性活躍推進法の推進計画関係)

- 今後のキャリア形成のための能力を育成し、職域の拡大を推進します。
- 結婚・出産・育児・介護など男女のライフイベントを考慮した登用を進めます。

～主な取組～

- 職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進
- 人事評価制度を踏まえた、女性職員の能力と適正に応じた職域の拡大、登用及び昇進
- 市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用

(16) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

- 企業や団体などにおける男女共同参画の取組を促進するため、企業などの積極的な取組を支援します。
- 企業や団体などにおいて、役員、管理職の女性登用が促進されるよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)などの取組について情報を提供します。
- 固定的性別役割分担意識の解消を図り、自治会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

～主な取組～

- 女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請
- 入札参加資格条件に共同参画社会的貢献度評価加点制度導入の検討
- 地域づくりにおいて、女性の能力が十分に発揮される機会の創出

(17) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

- 男女共同参画の視点を持ち、課題解決に向けて実践的活動ができる、女性リーダー、女性の人材を育成します。

～主な取組～

- 女性リーダー等育成講座への支援の充実
- 女性団体、PTA等各種団体の人材育成や指導者養成

主要課題6

教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

＜現状と課題＞

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題となっています。

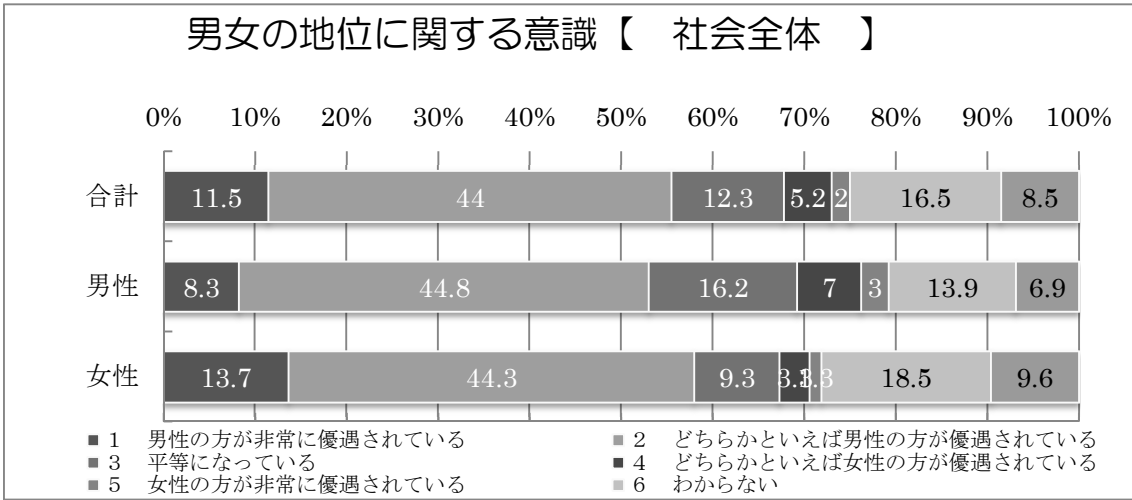
男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、効果的な促進を図るため、職場、家庭、地域、学校、メディア等あらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施される必要があります。

また、環境づくりや意識の改革を進める必要性から、子供が将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるように育てていくための、次世代の育成を見据えた教育の視点も重要になってきます。学校教育や地域活動の中などで、子供や若い世代に対し、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を図っていくとともに、男女の多様な生き方を選択できるようにするため、生涯を通じ学習機会を提供し、人生の各段階での能力開発を支援する体制が求められています。

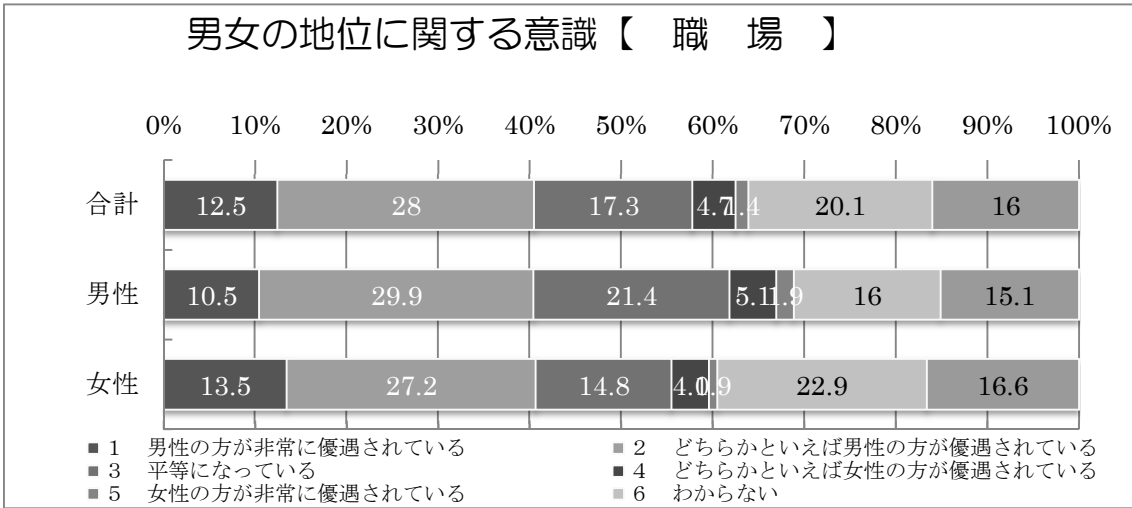
【市民アンケートからみる取手市の状況】

男女の地位に関する意識について、社会全体では、「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらとえば男性の方が優遇されている」と回答した人は女性が58.0%、男性が53.1%となっており、男女とも半数以上の方が、男性の方が優遇されていると意識しています。また、男性に比べて、女性の方が「男性優遇」を多く感じていることがわかります。

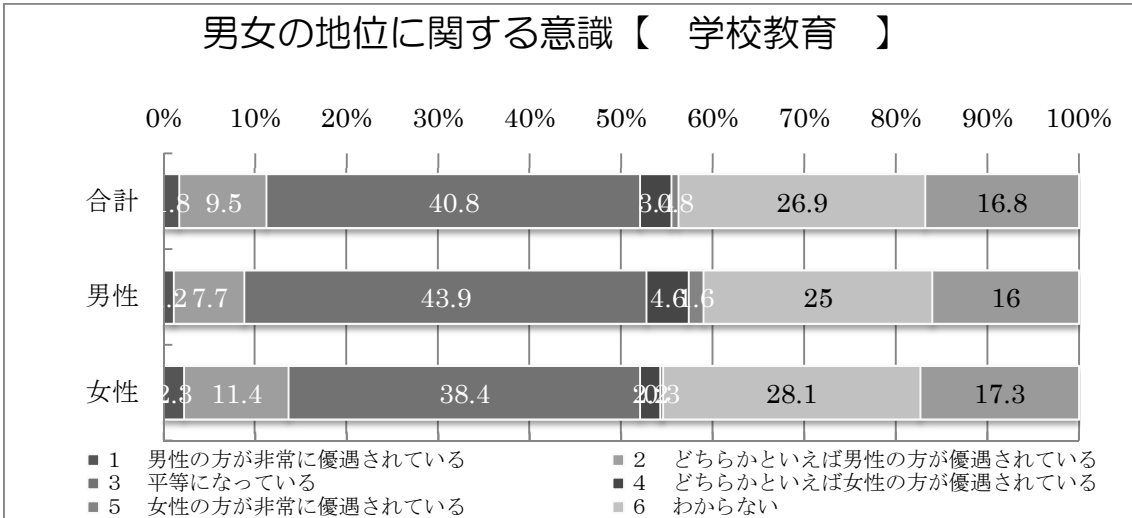
「平等になっている」と回答した割合は、学校教育が40.8%、家庭生活が36.3%、職場が17.3%、社会全体が12.3%となっており、いずれも女性に比べて、男性が「平等になっている」と多く感じています。



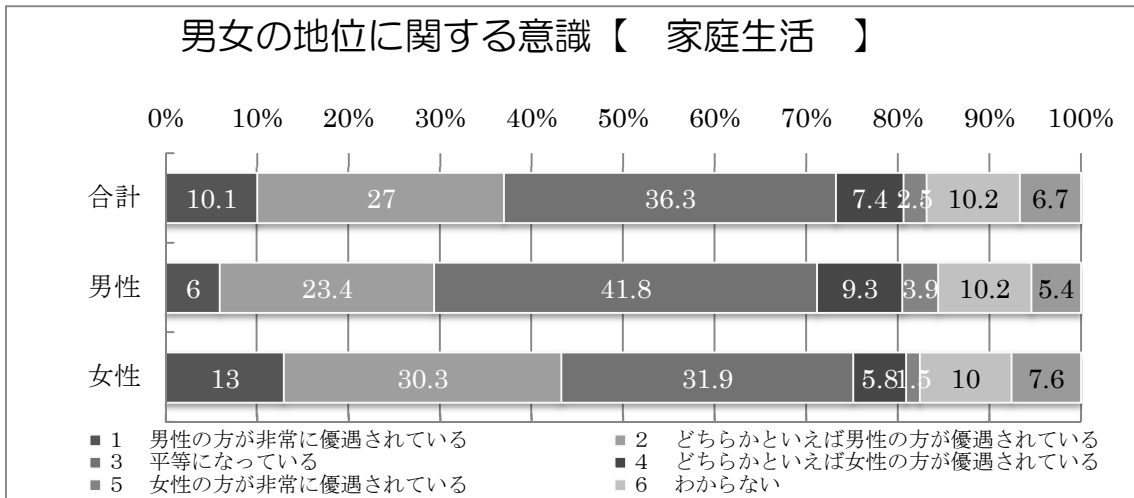
資料：市市民アンケート



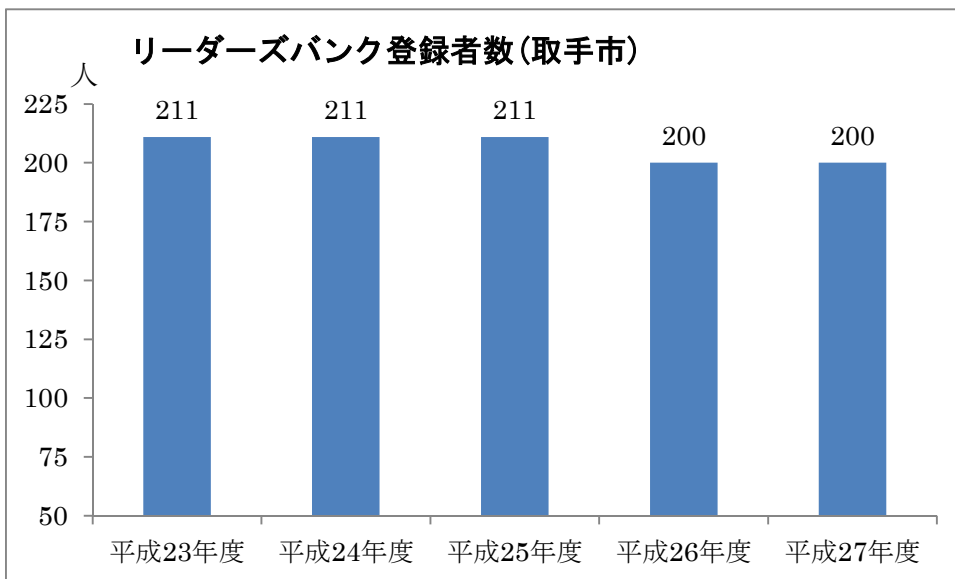
資料：市市民アンケート



資料：市市民アンケート



資料：市市民アンケート



資料：市スポーツ生涯学習課

施策の基本方向

(18) 子供の頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

- 男女共同参画の理解を促進するため、広報紙、ホームページなど様々なメディアを活用し、機会をとらえた広報・啓発活動を実施します。
- 男性、子供、若年層などを含めるあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について共感できるよう男女共同参画について、教育の充実を図ります。

- 学校の教育活動全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女共同参画などについて児童・生徒の発達段階に応じた指導の充実を図ります。

～主な取組～

- 男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「広報とりで」、市ホームページなどによる意識啓発
- 社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供
- 人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発

(19) **多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実**

- 家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会を提供し人材育成を図ります。
- 女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

～主な取組～

- 男女共同参画についての講演会、学習会の開催(自立企画も含む)
- 女性リーダー等人材バンク登録の充実

(20) **メディアを活用した情報の提供・発信**

- 茨城県青少年の健全育成等に関する条例(※)に基づき、青少年の健全な育成が図れるよう社会環境づくりを推進します。

～主な取組～

- 性犯罪、売買春、性の商品化の防止のための県青少年の健全育成等に関する条例等の有効な運用等、及び環境浄化のための啓発

※茨城県青少年の健全育成等に関する条例とは
青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、青少年の健全な成長に寄与することを目的とし、インターネット上の有害情報への対応、青少年の深夜営業施設への立入りの制限などについて規定しています。

(21) 情報を活用できる能力向上の推進

- 違法・有害な情報が多様化し、受信も容易になっていることから、インターネットを始め、携帯電話、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどメディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力(メディア・リテラシー(※))の向上を図ります。

～主な取組～

- 児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発
- 市民の主体的な情報活用能力向上のための取組の推進

※メディア・リテラシーとは

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

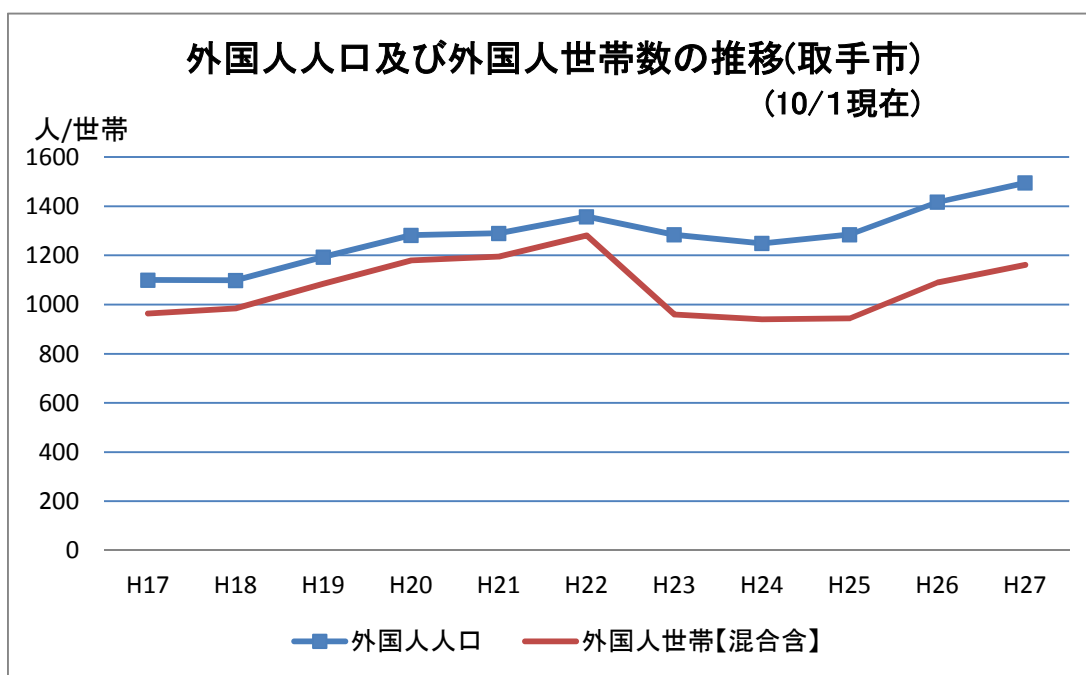
主要課題7

国際社会の取り組みへの理解と協力

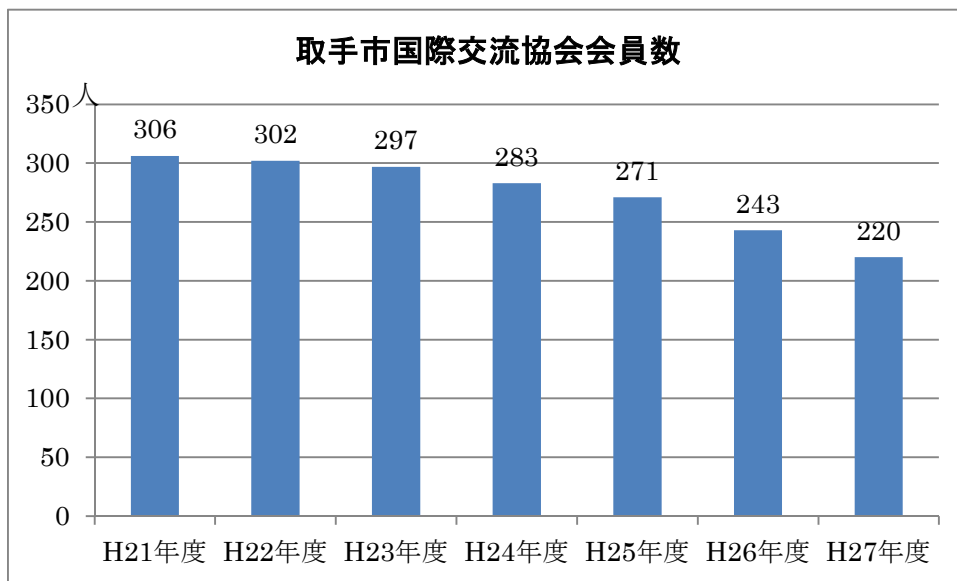
<現状と課題>

近年、全国的には訪日外国人旅行者の数が過去最高を更新するなど外国人の定住人口、交流人口ともに年々増加傾向にあります。また、本市における外国人の人口も、平成28年4月1日現在の住民基本台帳人口では1,567人となり、これまでで最も多くなりました。

一方で取手市国際交流協会の会員数は減少傾向にありますが、日本語教室や国際交流事業への市民の参加者数は増加しています。グローバル化が加速する中で、国際社会への理解を促進させるためにも、国際交流の促進が求められています。



資料：住民基本台帳人口



資料：市秘書課

施策の基本方向

(22) 男女共同参画に関する国際交流の推進

- 男女共同参画の取組への理解を深めるために国際的な動向や取組について、情報収集を図り、学習機会を提供します。

～主な取組～

- 市民の国際性を育むために市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進
- 市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供
- 国際交流ボランティアの支援と育成、日本語教室の開催支援

(23) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

- 国際的な視野で男女共同参画に関する理解を深めるために、市内在住の外国人の方々との交流を推進します。

～主な取組～

- 海外派遣事業への支援及び相互理解を促進する講座、情報の提供
- 青年国際交流事業、青年の船事業等の普及広報活動等への支援

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

主要課題8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応し

た多様で柔軟な働き方の実現(女性活躍推進法の推進計画関係)

<現状と課題>

少子高齢化が進み雇用環境が変化する中で、家族が安心して暮らし、男女が共に地域の一員として責任を果たしていくためには、職場中心のライフスタイルから職場・地域・家庭のバランスのとれた生活への見直しが求められています。

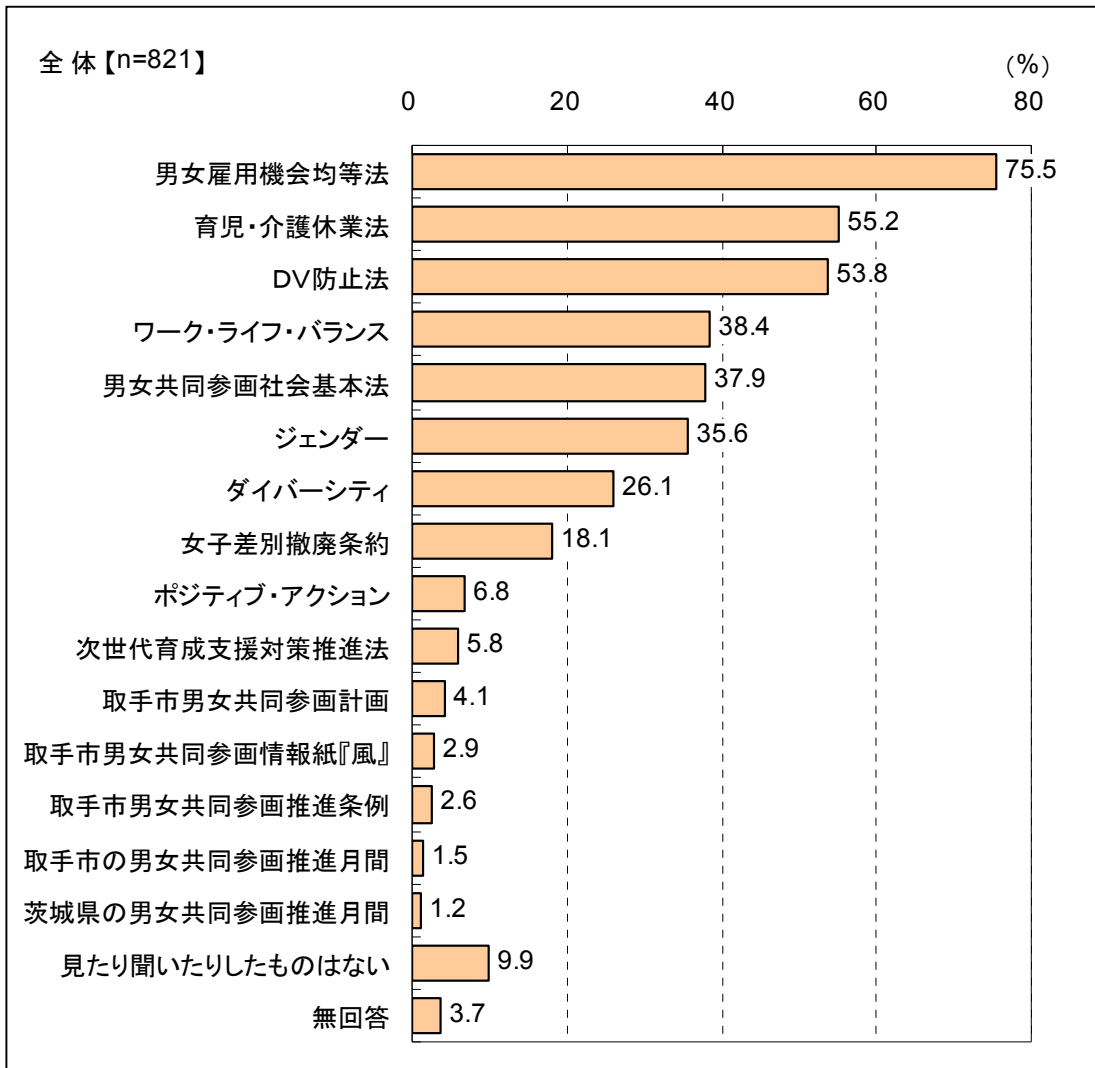
男女共同参画アンケートによると、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている人は38.4%で、半数以下です。また、男女共に多くの人が仕事と生活の調和を望んでいますが、現実には「家庭生活又は地域・個人の生活に携わりつつ、仕事を優先したい」が男女とも最も多く、理想と現実には差があります。

企業においても、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、有能な人材の確保や生産性の向上をもたらす、経済社会全体の活性化にもつながるものです。茨城労働局が平成26年10月に県内企業を対象に実施したアンケートによると、男性の育児休業取得率は1.3%でした。平成27年8月に、「女性活躍推進法」が成立し、事業主(常時雇用する労働者が301人以上)に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。本市においても地域内の一般事業主を牽引する立場として、特定事業主行動計画を平成28年3月に策定しました。この計画で、子育てに関する休暇制度の周知と取得率の向上、超過勤務時間の削減、女性管理職割合の向上を目指します。企業においては、引き続き、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進や雇用環境の整備などに取り組むことが必要です。

また、家庭においては核家族化が進む中で、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができる社会の実現に向けて、多様なライフスタイルに対応した、保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなど子育て支援の充実を図っていくことが必要です。

働くことは私たちに与えられた権利です。働きたい人が性別に関係なく、その能力を十分に発揮し就業が継続できるよう、固定的性別役割分担意識の解消を図り、能力・実績に基づいた登用が求められています。また、女性の就業意識や能力を高めるために、意識啓発や能力開発などを推進することも必要です。

男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度(取手市)



資料：市男女共同参画アンケート

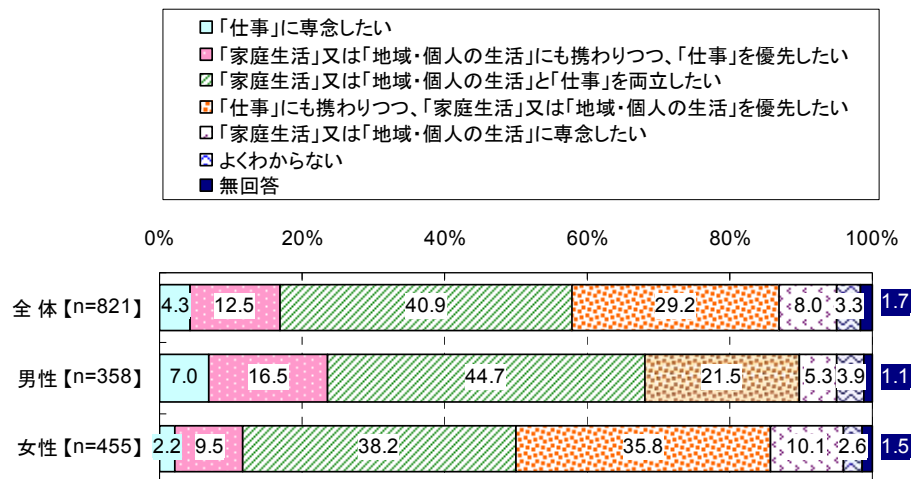
ワーク・ライフ・バランスの理想と現実(取手市)

あなたの「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」※の状況について、理想はどうあるべきだと思いますか。また、現実はどうですか。(現在、仕事をしていない方は今後のお考えをお答えください) (理想と現実それぞれに番号を1つだけ記入)

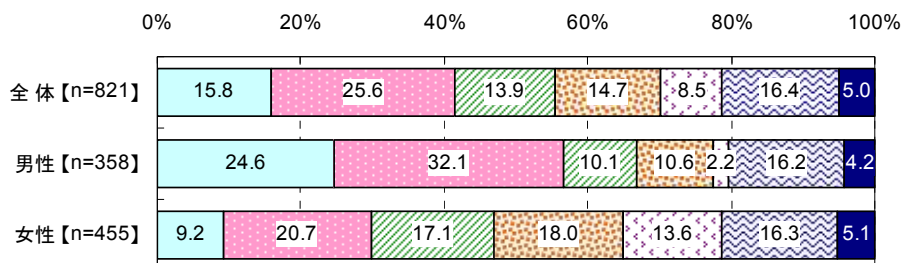
※用語の意味

- ・「仕事」 …自営業主(農林漁業を含む)、家族従業、雇用者として週1時間以上働いていること。常勤、パート、アルバイトなどを問いません。
- ・「家庭生活」 …家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など。
- ・「地域・個人の生活」 …地域活動(ボランティア活動、交際・つきあいなど)、学習・研究(学業も含む)、趣味・娯楽、スポーツなど。

①理想



②現実



資料：市男女共同参画アンケート

施策の基本方向

(24) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

- 延長保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、放課後児童クラブなどを支援します。
- 子育てや介護の不安を解消するため、地域における子育て・介護の支援拠点やネットワークの充実を図ります。

～主な取組～

- 保育サービスの充実
- 地域包括支援センターによる地域ケア個別会議の開催及び支援事業の推進
- 介護する家庭の負担軽減のための介護者への支援

(25) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

- 仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度や短時間・短日数勤務制度の導入など、それぞれのライフスタイルに対応した働き方の普及に努めます。

～主な取組～

- 労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発
- 男性の育児・介護休暇取得への啓発

(26) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

- 男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての周知を図ります。

～主な取組～

- 事業所への男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発
- パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供
- 時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しの良い職場づくり等を推進

主要課題9

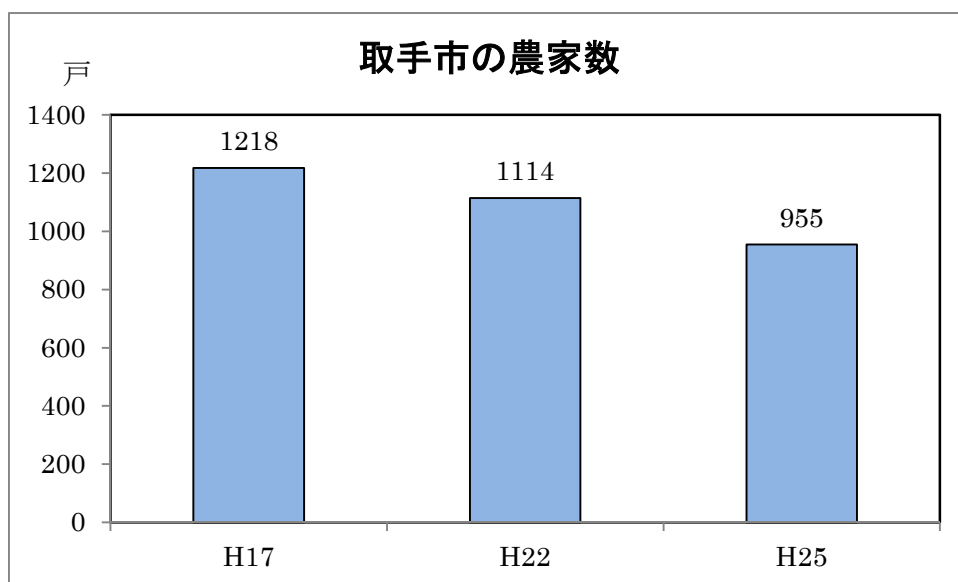
商業・農業等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

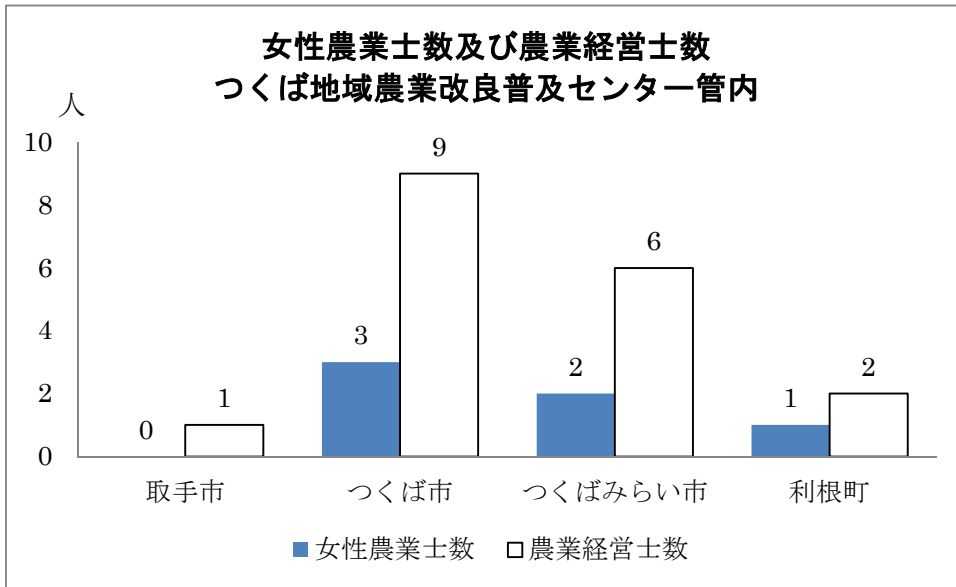
農林水産省が実施した農林業センサス2015によると国・県とも農家数は減少傾向にあり、本市においても前回調査と比較して10.7ポイント減少し、955戸となっています。後継者が少ない中で、女性の活躍がより重要になっています。全国で、販売農家における経営者の男性の占める割合は93.3%、女性は6.7%でした。また、女性が経営者または経営方針の決定に関わっている割合は47.1%でした。つくば地域農業改良普及センター管内の女性農業士は8人いますが、本市では該当者がいない状況です。つくば市が3人で最も多く、女性の農業進出が進んでいることが分かります。

一方、市内商工業における女性参画の現状としては、市商工会女性部実態調査によると、平成24年は部員数187名であったのに対し、平成28年には134名と減少傾向にあります。また、年齢別にみても実に8割が60歳以上であり、女性商工業者の高齢化が顕著に表れていることが分かります。

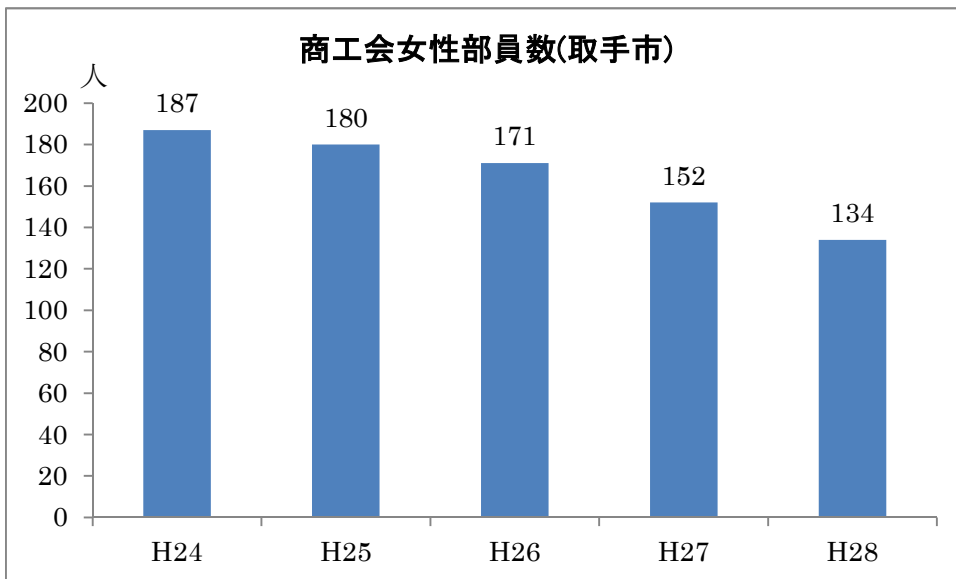
女性が農業・商業において主体的に経営に参加できる体制を整備するためにも、制度等の周知・啓発を行っていく必要があります。



資料：農林業センサス 農林水産省



資料：平成 28 年度農業改良普及指導計画書
(県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター)



資料：市商工会女性部実態調査

施策の基本方向

(27) 活力のある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

- 商業・農業等に従事する女性の地位向上のために、支援を実施します。

～主な取組～

- 自営業者・農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援
- 農業委員会委員への女性の登用
- 商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画

主要課題 10 起業・再就職に対する支援

<現状と課題>

国における女性の年齢階級別労働力率は、「25歳から29歳」が79.3%で最初のピークとなり、「35歳から39歳」で70.8%と一旦下がり、「45歳から49歳」で76.8%となり2回目のピークを迎えるM字型の曲線を描いています。これは、結婚や育児等で仕事を一旦やめて再就職していることを表しています。「25歳から29歳」の就労率に比べて「45歳から49歳」は2.5%減となっていることから、一旦仕事を辞めて、そのまま就労しない人が多い状況がみてとれます。

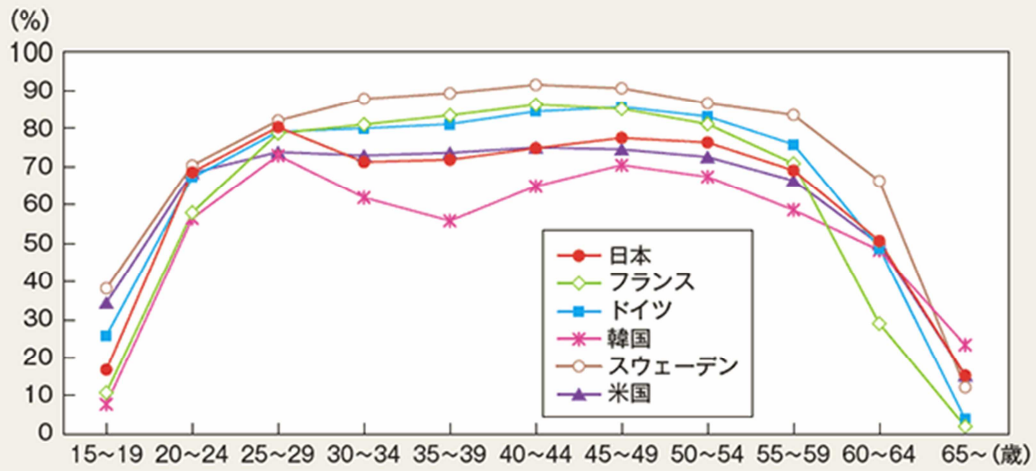
本市で実施した男女共同参画アンケートによると、仕事を途中で辞めた経験のあるのは、男性が45.5%、女性62.0%と女性が多い状況です。仕事を辞めた理由は、男女とも、「勤め先や仕事の内容に不満があったため」が1位で、「他に良い仕事があったため」が2位と共通していますが、男性の3位が「健康上の理由」であるのに対し、女性は「結婚のため」が理由として挙げられています。

このことから、結婚や育児等の理由により一旦離職した人が再就職を希望しているにもかかわらず、雇用環境や家庭環境の状況によって就職できない場合が多いと考えられます。

そのような中、本市では平成28年2月に起業で街を元気にする取り組みとして、市内で起業したいと考えている方を応援する「起業家タウン取手」を目指して、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク（通称：Matchとりで）が創設されました。

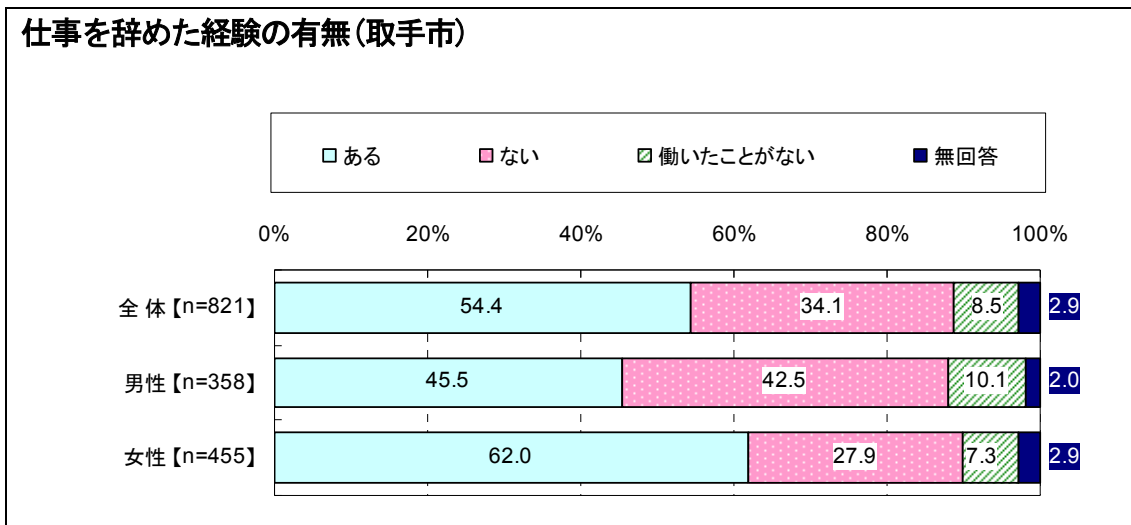
今後は、レンタルオフィスや起業家支援メニューの充実と市民ひとりひとりが起業家を応援する起業応援団の拡大が期待されるところです。

I-2-3図 主要国における女性の年齢階級別労働力率

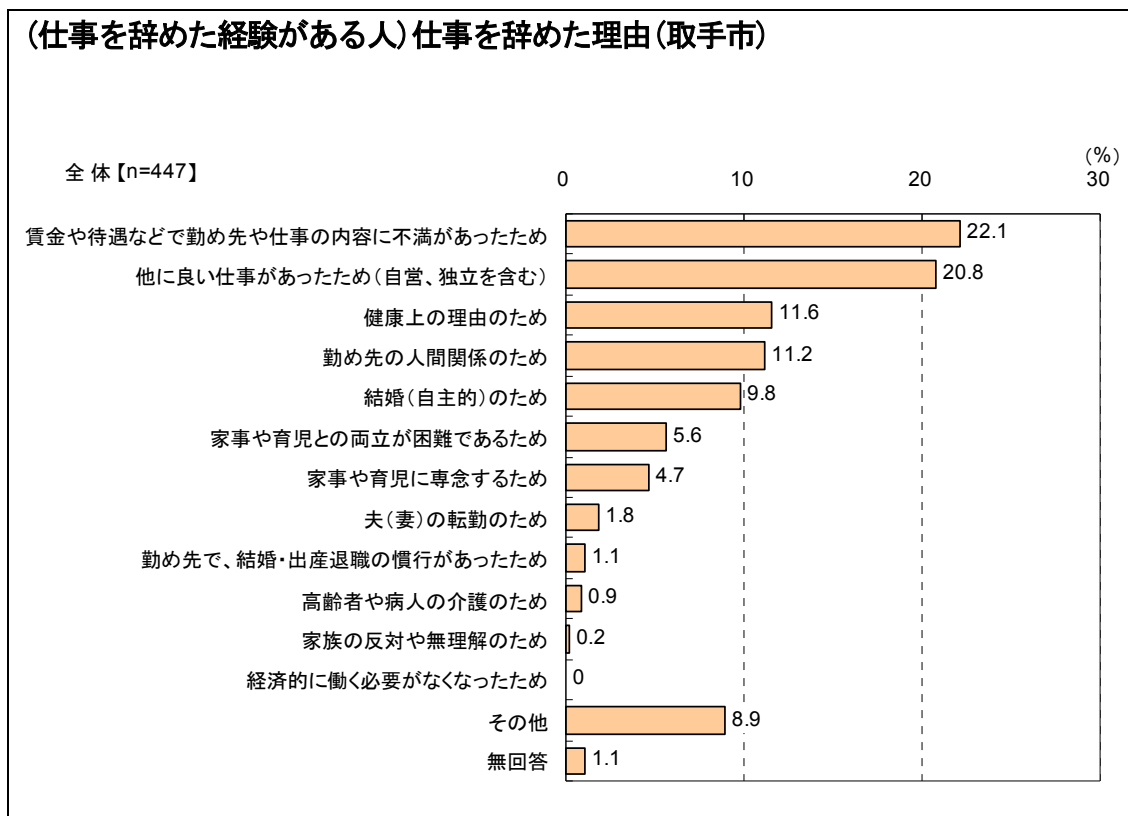


(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 日本、フランス、韓国及び米国は2015(平成27)年値, その他の国は2014(平成26)年値。
 4. 米国の15~19歳の値は, 16~19歳の値。

資料：内閣府 ひとりひとりが幸せな社会のために ~平成28年版データ~



資料：市男女共同参画アンケート



資料：市男女共同参画アンケート

施策の基本方向

(28) 女性のチャレンジ支援

■女性労働者の職業能力向上を図るため、知識や技術の習得などを支援するとともに、意識啓発や情報提供を行います。

～主な取組～

- 女性の起業やキャリアアップを支援するための各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供
- 女性の起業を支援するための場所の提供
- 職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催
- 再就職に関する情報提供や相談の充実
- 新規就農者支援

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

●主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	・男女共同参画に関する専門研修（市職員向けも含む）の充実	継続	人事課
		継続	市民協働課
	・女性への暴力防止や人権意識の高揚、啓発	継続	子育て支援課
	・取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実	継続	市民協働課
配偶者等からの暴力の防止対策の推進	・配偶者等からの暴力の防止を目的とした講演会・研修会の開催、啓発	継続	子育て支援課
ストーカー行為等への対策の推進	・ストーカー行為防止に関する周知、啓発	継続	安全安心対策課

(2)安心して相談できる体制の充実

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
被害者に対する相談の充実	・配偶者等からの暴力、ストーカー行為に対処するための女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実	継続	市民課
		継続	広報広聴課
		継続	子育て支援課
		継続	安全安心対策課
関係機関との連携の推進	・配偶者等からの暴力、ストーカー行為の防止と被害者保護のための関係機関（警察や医療関係者など）との連携	継続	市民課
		継続	子育て支援課
		継続	安全安心対策課
	・各種相談業務における適切な人材の確保、研修会の機会等充実による人材の育成	継続	子育て支援課
		継続	人事課
		継続	市民協働課
人権相談窓口の設置	・電話、面接による市民相談、人権擁護委員等による専門相談	継続	広報広聴課
	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくりに取り組み、様々な人権相談に総合的に対応	継続	広報広聴課

(3)セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
セクシュアルハラスメント防止対策の推進	・事業所（市を含む）に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	継続	人事課
		継続	産業振興課
パワーハラスメント防止対策の推進	・事業所（市を含む）に対する、パワーハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	新規	人事課
		継続	産業振興課
マタニティハラスメント防止対策の推進	・事業所（市を含む）に対する、マタニティハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	新規	人事課
		継続	産業振興課
関係機関との連携の推進	・被害者保護のための関係機関（法務局・雇用均等室等）との連携の推進	継続	人事課
		継続	市民協働課
		継続	学務給食課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

●主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
生きがいづくりの推進	・公共施設を利用したふれあい交流事業の推進	継続	高齢福祉課
	・高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供、学習機会の情報の提供	継続	高齢福祉課
社会参画の推進	・高齢者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保	継続	高齢福祉課 (シルバー人材センター)
	・高齢者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・高齢者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	高齢福祉課
介護保険の充実	・介護を必要とする方のための情報の提供、訪問指導、訪問調査の充実	継続	高齢福祉課
	・介護サービスの質の向上と充実	継続	高齢福祉課
	・地域ケアの推進とネットワークの支援	継続	高齢福祉課
	・介護する家族の負担軽減のため介護者への支援	継続	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	継続	高齢福祉課
	・介護予防のための施策の推進	継続	高齢福祉課
	・認知症対策	継続	健康づくり推進課
生活支援の充実	・在宅福祉サービスの充実	継続	高齢福祉課
	・年金、医療、保健などの情報の提供、相談の充実	継続	国保年金課
環境整備の促進	・ハード、ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実	継続	高齢福祉課
		継続	関係各課

(5) 障害者の自立した生活に対する支援

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
社会参画の推進	・障害者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保	継続	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・障害者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	障害福祉課
	・障害者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供	継続	障害福祉課
	・障害者差別解消法施行に伴う対応	新規	スポーツ生涯学習課
	・障害者差別解消法施行に伴う対応	新規	障害福祉課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

(6)子育て支援体制の充実

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
保育施設等の地域への開放と支援	・地域子育て支援センターの充実	継続	子育て支援課
	・学校、保育施設等の校庭・園庭開放	継続	子育て支援課
		継続	ｽﾎｰﾙｽﾞ生涯学習課
子育て支援の充実	・ファミリーサポート支援事業等の充実	継続	子育て支援課
	・子育てに関する情報の提供、相談体制の充実	継続	子育て支援課
	・子育て支援情報の発信、強化	継続	子育て支援課
	・子育てネットワークへの支援	継続	子育て支援課
	・公共施設でのバリアフリー化及び保育施設など子育て環境整備	継続	公共施設整備課
		継続	子育て支援課
	・学校における相談事業の充実	継続	指導課
	・食育の推進	継続	学務給食課
		継続	子育て支援課
		継続	健康づくり推進課
		継続	指導課
		継続	保健センター
	・性同一性障害等性的少数者に係る児童生徒に対する対応の実施	新規	指導課
		新規	障害福祉課
・地域における子育て支援体制の構築促進	継続	ｽﾎｰﾙｽﾞ生涯学習課	
	継続	公民館	
子供の交流場所の整備	・子供や保護者のニーズの把握と調査	継続	ｽﾎｰﾙｽﾞ生涯学習課
		継続	子育て支援課
		継続	健康づくり推進課
	・「子供の居場所づくり」の整備、運営の充実	継続	ｽﾎｰﾙｽﾞ生涯学習課
		継続	子育て支援課
		継続	健康づくり推進課
小児医療費の助成	・中学校卒業までの子供の医療費の負担軽減	継続	国保年金課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

(7)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
ひとり親家庭の福祉と自立の支援	・経済的支援の促進	継続	子育て支援課
		継続	学務給食課
	・住宅支援にかかる情報提供の充実	継続	子育て支援課
	・相談体制の充実	継続	子育て支援課
		継続	指導課
		新規	障害福祉課
	・人権相談窓口の設置	継続	広報広聴課
	・ひとり親家庭への医療費助成	継続	国保年金課
・児童扶養手当の支給	継続	子育て支援課	
・ひとり親家庭、配偶者等からの暴力による被害者の就業支援	継続	子育て支援課	
性的少数派に係る人々への対応	・性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への差別や偏見に対する相談・支援体制の整備	継続	広報広聴課
		新規	指導課
		新規	障害福祉課
		新規	人事課
		新規	市民協働課

●主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援

(8)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
生涯にわたる健康づくり	・思春期、更年期、老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり（性差医療を含む）の普及・啓発及び情報提供、健康相談の充実	継続	保健センター
		継続	スポーツ生涯学習課
		継続	健康づくり推進課
健康診査等の充実	・市民の健康増進を図るための各種健康診査等の充実	継続	保健センター
各種がん検診の受診促進	・がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備	継続	保健センター
	・がんに対する正しい知識の普及・啓発	継続	指導課
ゲートキーパー養成研修	・身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門機関につながる役割を持つゲートキーパーの養成研修を実施。	継続	保健センター
メンタルヘルス事業の充実	・心の健康づくりに関する情報の提供、啓発、相談体制の充実	継続	保健センター
		継続	人事課
介護予防対策の推進	・介護予防ケアマネジメントの作成による介護状態移行者の抑止	継続	高齢福祉課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

(9) 妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	・男女がお互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、相互の意思を尊重していくための意識の啓発	継続	保健センター
		継続	指導課
		継続	障害福祉課
妊娠・出産等における母子の健康管理	・妊娠期、出産期においての母性、父性の重要性についての周知、及び健康診査、保健指導、健康教育の充実	継続	保健センター
	・発達段階に応じた性教育、保健安全教育の充実	継続	指導課
女性の健康づくり支援	・避妊、中絶等に関する相談、健康教育の実施	継続	保健センター
	・妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及、及び望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教育の充実	継続	保健センター
		継続	指導課
妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	継続	保健センター
不妊治療費の支援	・不妊治療に要する経費の一部助成	継続	保健センター

(10) 健康をおびやかす問題についての啓発・充実

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
HIV/エイズ・性感染症対策	・市広報紙、リーフレットなどによる正しい知識の普及及び情報提供、相談体制の充実	継続	保健センター
		継続	指導課
	・学校、生涯教育の場での防止対策の啓発	継続	学務給食課
		継続	スポーツ生涯学習課
薬物乱用防止対策	・情報提供と相談体制の充実	継続	社会福祉課
	・学校、生涯教育の場での防止対策	継続	指導課
		継続	学務給食課
		継続	スポーツ生涯学習課
飲酒・喫煙防止の啓発	・飲酒、喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発、情報の提供	継続	保健センター
		継続	指導課
		継続	スポーツ生涯学習課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

●主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
家庭生活における男女共同参画の推進	・家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	継続	市民協働課
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
		継続	子育て支援課
	・男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	継続	市民協働課
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
		継続	子育て支援課
	・男女が家事、育児、介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	継続	保健センター
		継続	高齢福祉課
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
地域社会、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	・自治会等地域活動、地域コミュニティづくり、まちづくりセミナー等への男女の参画の促進、啓発及び支援	継続	市民協働課
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
	・地域活動リーダーの育成	継続	市民協働課
情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	・各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	継続	市民協働課
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
	・女性団体等による調査、提言事業への支援、女性による提言の積極的活用	継続	市民協働課
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
ボランティア活動への支援	・ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	継続	市民協働課
		継続	社会福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動への支援	・ボランティア活動の啓発、ボランティア情報誌の発行支援	継続	市民協働課
		継続	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	・ボランティア休暇制度の普及	継続	人事課
		継続	産業振興課
環境保護活動への参画の支援	・環境保護活動に参加したい方への情報提供	継続	環境対策課
	・環境保護活動団体への支援と育成	継続	環境対策課
	・男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み	継続	環境対策課
地域における安心・安全のまちづくりの推進、啓発、情報の提供	・自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進、情報の提供	継続	安全安心対策課
		継続	消防本部
	・地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発、情報の提供及び共有	継続	安全安心対策課

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進 (女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
男性の家庭や地域への参加支援、意識啓発(女性活躍推進法の推進計画関係)	・男女が家事、育児、介護、地域活動等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加支援	継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
		継続	子育て支援課
		継続	高齢福祉課
	・男性が家事、育児、介護、地域活動等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加支援	継続	保健センター
		継続	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課
男性型の働き方等の見直し及び推進(女性活躍推進法の推進計画関係)	・長時間労働を削減するとともに、個人事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるような体制づくり	継続	人事課
		継続	産業振興課
	・男性の育児休業の取得率の向上に向けた職場環境づくりの推進及び取得状況の情報開示	継続	人事課
		継続	産業振興課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業
新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

●主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

(14)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大(女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
審議会・委員会等への参画・ 登用の推進	・審議会委員等の女性登用の促進、登用率の向上	継続	関係各課
	・審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上	継続	関係各課
	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	継続	市民協働課
	・参画状況の定期的調査の実施、情報の提供、意識の啓発	継続	市民協働課

(15)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進

(女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
各部・課内の職務の見直し	・職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	継続	人事課
	・男女均等な職員研修による人材育成	継続	人事課
職員に対する男女共同参画に 関する研修の充実	・男女共同参画社会への学習機会の確保	継続	人事課
管理職への女性の積極的登用	・人事評価制度を踏まえた、女性職員の能力と適性に合った職域の 拡大、登用及び昇進	継続	人事課
女性の視点を活かした政策の 推進	・市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用	継続	政策推進課

(16)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
事業所における女性社員の登 用・職域の拡大	・女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の 促進及び協力要請	継続	市民協働課
		継続	産業振興課
	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の取組事例の収集及 び紹介	継続	市民協働課
		継続	産業振興課
自治会、町内会等、地域にお ける女性の参画拡大	・地域づくりにおいて、女性の能力が十分に発揮される機会の創出	継続	市民協働課
企業経営者等に対する啓発	・企業経営者等を対象とした意識の啓発、情報の提供	継続	産業振興課
	・入札参加者に対する共同参画社会的貢献度評価加点制度導入の 検討	新規	管財課

(17)男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
国県等が開催する学習会等に 対する支援	・各種情報提供の充実、啓発	継続	市民協働課
	・女性リーダー等養成講座への支援、充実	継続	市民協働課
人材育成講座の開催	・まちづくりのリーダーとなる女性を育成する講座の開催	継続	ｽｰﾂ生涯学習課
	・女性団体、PTA等各種団体の人材育成や指導者養成	新規	ｽｰﾂ生涯学習課
ネットワークづくりの推進及 び交流機会の充実	・ネットワークづくりの推進	継続	市民協働課
	・自主学習グループへの支援と育成	継続	市民協働課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

●主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進
 (18)子供の頃から男女共同参画の理解と意識啓発

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	・男女共同参画に関連する法律知識の周知	継続	市民協働課
	・「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	継続	市民協働課
	・男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「広報とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	継続	市民協働課
		継続	魅力とりで発信課
学習機会の提供	・社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	継続	市民協働課
相談体制の充実	・男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	継続	市民協働課
学校等における男女共生教育の充実	・人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	継続	指導課
	・全教育活動における男女平等感の育成	継続	指導課
	・個人の能力や資質に沿った、個性を生かした進路指導の充実	継続	指導課
		継続	ｽｰﾈﾞ生涯学習課
教職員等への男女平等意識の啓発	・教職員、保育士等への男女平等意識に関する研修の充実	新規	指導課
		継続	子育て支援課
男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	・男女共同参画の視点に立った学校運営、PTA活動の支援	継続	ｽｰﾈﾞ生涯学習課
		新規	指導課
健全な体、食生活の実現	・男女を問わず、健全な体、食生活を実現するための能力を養成する観点からの健康づくり、食育の推進	継続	学務給食課
		継続	指導課
		継続	健康づくり推進課
		継続	子育て支援課
		継続	保健センター
青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	・キャンプ等を通じた青少年への男女共同参画に関する学習機会の提供	継続	ｽｰﾈﾞ生涯学習課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業
 新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

(19)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
多様な学習機会の充実、意識の啓発、情報の提供	・女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー、学習会の開催	継続	ｽｰﾗ生涯学習課
		継続	公民館
		継続	市民協働課
	・男女共同参画についての講演会、学習会の開催（自立企画も含む）	継続	ｽｰﾗ生涯学習課
		継続	市民協働課
	・男女共同参画の研究資料の収集・整理、意識調査の実施	継続	市民協働課
		継続	政策推進課
	・男女共同参画情報紙の発行、情報の提供	継続	市民協働課
		継続	図書館
	・乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実（一時保育の実施を含む）	継続	市民協働課
継続		ｽｰﾗ生涯学習課	
継続		子育て支援課	
・学習・交流の場の情報提供のための生涯学習情報の充実	継続	ｽｰﾗ生涯学習課	
民間等の教育事業との連携強化	・教育機関、事業所との連携による学習機会の充実	継続	文化芸術課
		継続	ｽｰﾗ生涯学習課
指導者の養成	・女性リーダー等人材バンク登録の充実	継続	ｽｰﾗ生涯学習課
		継続	市民協働課
	・男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	継続	ｽｰﾗ生涯学習課
		継続	市民協働課

(20)メディアを活用した情報の提供・発信

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	・性犯罪、売買春、性の商品化の防止のための茨城県青少年の健全育成等に関する条例等の有効な運用等、及び環境浄化のための啓発	継続	ｽｰﾗ生涯学習課

(21)情報を活用できる能力向上の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
メディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	・児童、生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発	継続	指導課
メディア社会において情報を活用できる能力の向上	・市民の主体的な情報活用能力向上のための取組の推進	継続	ｽｰﾗ生涯学習課
		継続	公民館

●主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

(22)男女共同参画に関する国際交流の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
国際交流・国際協力の推進	・NPO等の活動への支援	継続	市民協働課
海外交流の促進	・市民の国際性を育むための、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進	継続	秘書課
在住外国人の支援	・市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供	継続	秘書課
		継続	市民課
	・国際交流ボランティアの支援と育成、日本語教室の開催支援	継続	秘書課

(23)国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
国際規範・基準への理解と促進	・国際問題や外国の文化などについての学習機会の提供	継続	秘書課
国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	・海外派遣事業への支援及び相互理解を促進する講座、情報の提供	継続	秘書課
青少年による国際協力の推進	・青年国際交流事業、青年の船事業等の普及広報活動等への支援	継続	ｽｰﾗ生涯学習課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業
 新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

●主要課題8 ワークライフバランス(注)及びライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方の実現(女性活躍推進法の推進計画関係)

(24)男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
保護者の就労を支援するための仕事と育児の両立支援事業の推進	・低年齢児保育、土曜日延長保育、延長保育、障害児保育、一時保育の充実	継続	子育て支援課
	・休日保育、病後児保育の実施	継続	子育て支援課
	・放課後児童クラブの充実	継続	スポーツ生涯学習課
	・両立支援のための保育サービスの周知	継続	子育て支援課
	・両立支援のための実態調査とニーズの把握	継続	子育て支援課
	・家庭児童相談事業の周知、充実	継続	子育て支援課
介護者を支援するための仕事と介護の両立支援事業の推進	・地域包括支援センターによる地域ケア個別会議の開催及び支援事業の推進	継続	社会福祉課 (社会福祉協議会)
		継続	高齢福祉課
	・介護する家族の負担軽減のための介護者への支援	継続	高齢福祉課 (社会福祉協議会)

(25)育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	・労働者に対する育児、介護休業制度の周知と定着の啓発	継続	人事課
		継続	産業振興課
	・男性の育児、介護休暇取得への啓発	継続	人事課
		継続	産業振興課
	・男女共同参画に基づく働き方についての事業所(市を含む)に対する啓発	継続	人事課
		継続	産業振興課
	・事業所(市を含む)に育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	継続	人事課
継続		産業振興課	
	・事業所(市を含む)の育児・介護休業の取得促進～社会保険労務士等を事業所へ派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施～	継続	産業振興課
特定事業主行動計画の実行	・各種休暇・休業制度の周知	継続	人事課
	・育児休業、介護休業が取得しやすい環境づくり	継続	人事課
	・有給休暇が取得しやすい環境づくり	継続	人事課
	・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	継続	人事課

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業

新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

(26) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底	・事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発	継続	市民協働課
		継続	産業振興課
	・事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして、積極的改善措置（ポジティブアクション）の促進	継続	人事課
		継続	産業振興課
	・事業所（市を含む）に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	継続	人事課
		継続	市民協働課
		継続	産業振興課
	・女性労働問題の相談体制、学習機会の充実及び関係機関との連携	継続	市民協働課
継続		産業振興課	
パート労働者・派遣労働者への支援	・パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供	継続	市民協働課
		継続	産業振興課
ワークライフバランスの推進 (対象：市職員)	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しの良い職場づくり等を推進	継続	政策推進課
		継続	人事課
	・充実した生きがいづくりの周知、啓発	継続	人事課

●主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進
(27) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	・自営業者・農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	継続	農政課
		継続	産業振興課
	・農業委員会委員への女性の登用	継続	農業委員会
	・商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	継続	産業振興課
		継続	農政課

●主要課題10 起業・再就職に対する支援
(28) 女性のチャレンジ支援

具体的施策	施策の内容	継続 新規	担当課
女性の職業意識を高めるとともに、ライフプランを立てるための学習支援	・女性の起業やキャリアアップを支援するための、各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供	継続	産業振興課
	・女性の起業を支援するための場所の提供	継続	産業振興課
	・公共訓練施設への入所支援	継続	産業振興課
	・新規就農者支援の推進	継続	農政課
多様な働き方(再就職)のための支援	・就労活動時及び就学時の保育支援	継続	子育て支援課
	・職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	継続	産業振興課
	・再就職に関する情報提供や相談の充実	継続	市民協働課
継続		産業振興課	

継続・・・二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業
新規・・・平成29年度から新規で実施する事業

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

●主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	現状		目標値		備考
配偶者等からの暴力による被害に関する相談件数	21件 (延32件)	H27	21件	H33	子育て支援課調べ

●主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり

項目	現状		目標値		備考
介護予防拠点施設参加者数	25,349人	H27	27,000人	H33	健康づくり推進課調べ
介護認定を必要としない高齢者の割合 (65歳以上74歳以下)	96.8%	H27	97.0%	H33	高齢福祉課調べ
介護認定を必要としない高齢者の割合 (75歳以上)	74.7%	H27	74.7%	H33	高齢福祉課調べ
認知症サポーター数	950人	H27	950人	H33	高齢福祉課調べ
障害者の就労支援・通所支援対応者数	241人	H27	557人	H33	障害福祉課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	H27	50,000人	H33	子育て支援課調べ
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数 (市事業)	5人	H27	9人	H33	子育て支援課調べ

●主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援

項目	現状		目標値		備考
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上行っている市民の割合	40.2%	H27	50.0%	H33	市民アンケート
体力テストで評価がAとBの児童生徒の割合	52%	H27	60%	H33	指導課調べ
胃がん検診受診率	5.9%	H27	7.2%	H33	保健センター調べ
肺がん検診受診率	31.0%	H27	33.0%	H33	保健センター調べ
大腸がん検診受診率	12.2%	H27	14.0%	H33	保健センター調べ
子宮がん検診受診率	8.3%	H27	10.0%	H33	保健センター調べ
乳がん検診受診率	10.2%	H27	12.0%	H33	保健センター調べ
プレママ・プレパパ教室参加者数	253人 (実人数)	H27	300人 (実人数)	H33	保健センター調べ

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

●主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

項目	現状		目標値		備考
家庭における男女の平等感	36.3%	H27	40%	H33	市民アンケート
社会全体における男女の平等感	12.3%	H27	20%	H33	市民アンケート
防災訓練の女性参加率	10.0%	H27	20%	H33	安全安心課調べ
自主防災会の女性会長の割合	3.4%	H27	10.0%	H33	安全安心課調べ
日曜日に家事に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	23.4%	H27	50%	H33	市民協働課意識調査
日曜日に育児に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	37.3%	H27	50%	H33	市民協働課意識調査
日曜日に介護に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	23.4%	H27	50%	H33	市民協働課意識調査
自治会や地域のイベントに参加している男性の割合	47.6%	H27	50%	H33	市民アンケート
家庭生活や地域活動への参画支援講座の回数	1回	H27	1回	H33	ｽﾎｰﾙｽﾞ生涯学習課調べ
	30回	H27	35回	H33	高齢福祉課調べ
	3回	H27	4回	H33	健康づくり推進課調べ

●主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

項目	現状		目標値		備考
市の各種審議会等における女性委員の割合	26.0%	H27	30%以上	H33	市民協働課調べ
市政協力員における女性の割合	6.2%	H27	20%	H33	市民協働課調べ
市の管理職員のうち、女性職員の割合	6.4%	H27	10%	H33	人事課調べ
市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	10.6%	H27	15%	H33	人事課調べ
市の女性消防団員数	16人	H27	22人	H33	消防本部総務課調べ
市防災会議の委員に占める女性の割合	3.4%	H27	10%	H33	安全安心対策課調べ

●主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

項目	現状		目標値		備考
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	38%	H27.8	50%	H33	市民協働課調べ
社会全体における男女の平等感	12.3%	H27	20%	H33	市民アンケート
学校における男女の平等感	40.8%	H27	50%	H33	市民アンケート
男女共同参画に関する出前講座の回数	1回	H27	3回	H33	ｽﾎｰﾙｽﾞ生涯学習課調べ
公立中学校における職場体験の実施状況	100%	H27	100%	H33	指導課調べ

●主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

項目	現状		目標値		備考
国際交流事業への参加者数	2252	H27	3200	H33	秘書課調べ
日本語教室の参加人数	922人	H27	1200人	H33	秘書課調べ
無料相談会の参加人数	2名	H27	3名	H33	秘書課調べ

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

●主要課題8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現 (女性活躍推進法の推進計画関係)

項目	現状		目標値		概要
待機児童数	8人	H27	0人	H33	子育て支援課調べ
延長保育を実施している保育所の割合	100%	H27	100%	H33	子育て支援課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	H27	50,000人	H33	子育て支援課調べ
職場における男女の平等感	17.3%	H27	20%	H33	市民アンケート
月60時間以上の時間外勤務を1回以上行った市職員の割合	8.5%	H27	7.5%	H33	人事課調べ
市職員のうち男性の育児休業取得率	0%	H27	10%	H33	人事課調べ
市職員の年次有給休暇取得率	36.9%	H26	38%	H33	人事課調べ

●主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進

項目	現状		目標値		
女性農業士の人数	0人	H27	3人	H33	農政課調べ
農業委員会委員に占める女性の割合	4.0%	H27	11.5%	H33	農業委員会調べ

●主要課題10 起業・再就職に対する支援

項目	現状		目標値		
Match-hako(※1)における起業支援相談者のうち女性の割合	0%	H27	30%	H33	産業振興課調べ
新規起業家数	12件	H27	365件	H33	産業振興課調べ
起業応援団加入者数(※2)	52人	H27	500人	H33	産業振興課調べ
取手市地域職業相談室利用者数	11,100人	H27	12,000人	H33	産業振興課調べ
取手市地域職業相談室就職人数	539人	H27	700人	H33	産業振興課調べ

(※1)取手駅前にワタシの街の起業支援Match(マッチ)の中核的施設である起業支援型のレンタルオフィス。
平成28年2月開設。

(※2)取手市内で活躍している企業の方々が起業応援団となり、起業家の先輩として起業家を応援し、
起業応援サービスや割引を提供する。

第4章

計画の推進体制

第三次計画の広範かつ多岐にわたる取組を着実に実施していくため、全庁的な企画調整や進捗管理を行うとともに、女性の活躍を総合的に推進するための体制を強化します。また、関係団体との連携を強化し、市民の理解と協力を得て推進していきます。

1 取手市男女共同参画審議会

取手市男女共同参画推進条例に基づき設置されており、取手市男女共同参画計画の策定や進捗状況などの市の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議を行います。また、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況について意見を述べます。

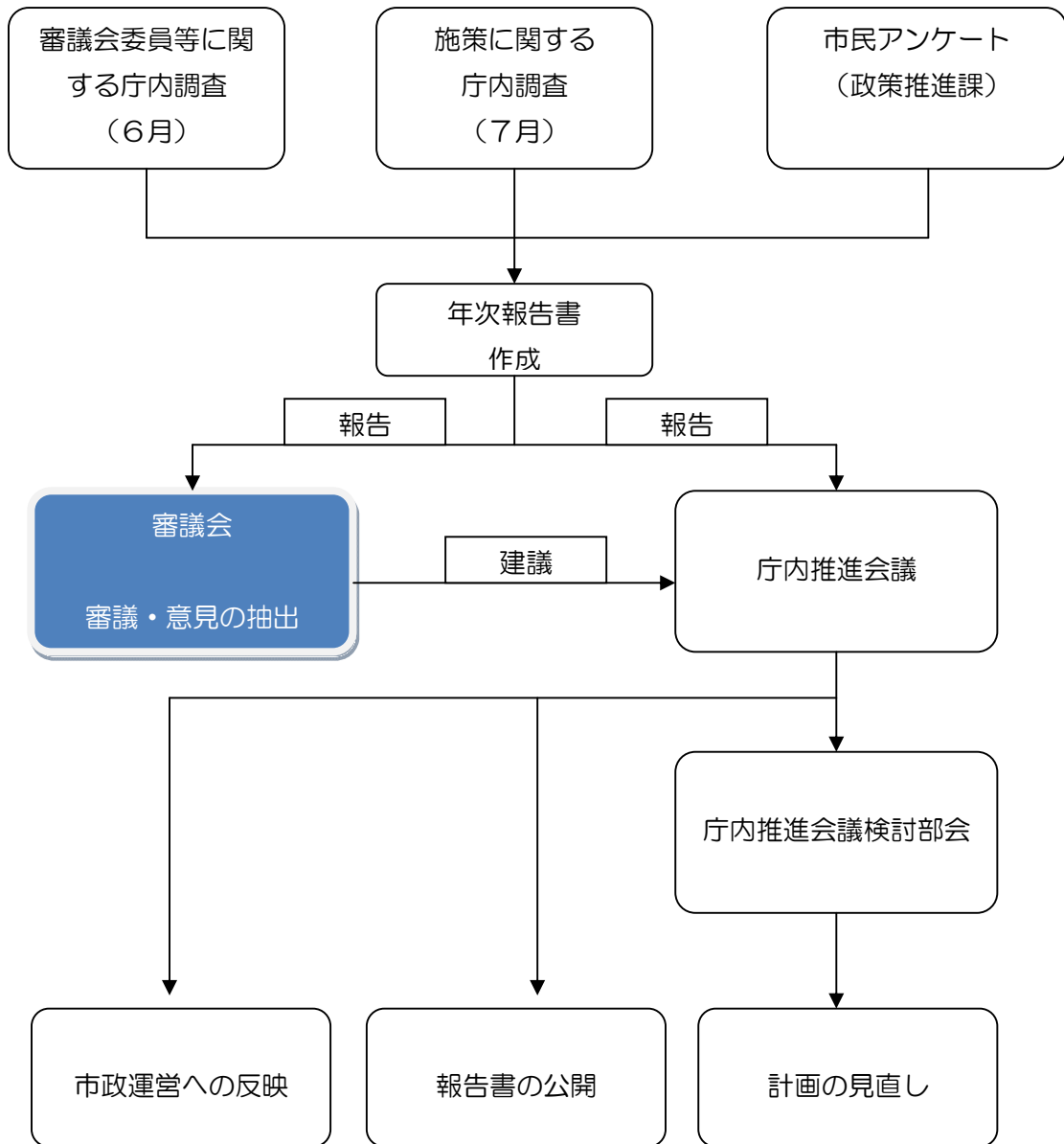
2 取手市男女共同参画庁内推進会議

取手市の男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部課相互間の事務の緊要な連絡を図り、総合的かつ計画的に推進するため、副市長を会長とする男女共同参画庁内推進会議を設置しています。また、推進会議に関係課長で構成される検討部会を設置し、男女共同参画計画の毎年度の進捗管理や施策の実施状況のとりまとめを行い、全庁的な企画調整を行うことにより、男女共同参画施策の効果的な推進を図ります。

3 取手市男女共同参画苦情処理員

男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見を処理するため、取手市男女共同参画推進条例施行規則に基づき設置しています。苦情処理員は、関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行います。また、苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行います。

計画進捗管理に係る事務フローと庁内推進会議の位置付け



＜苦情処理体制フロー図＞

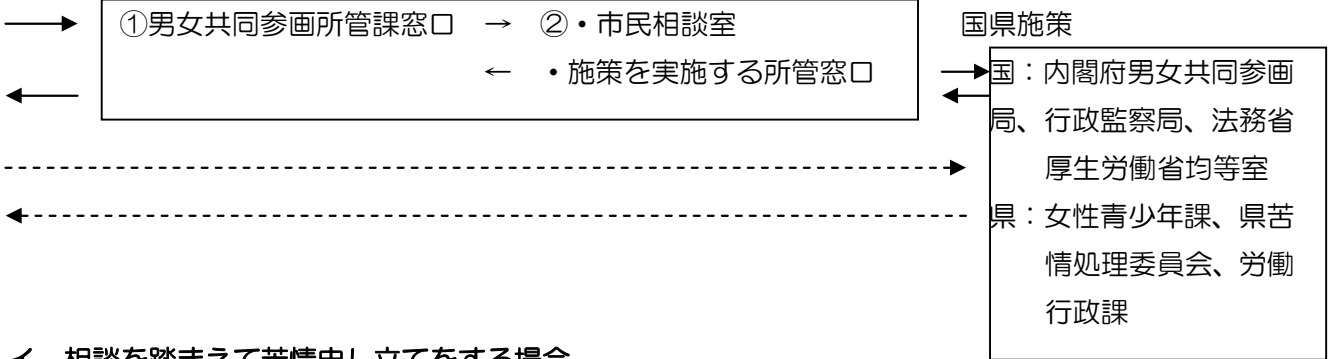
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

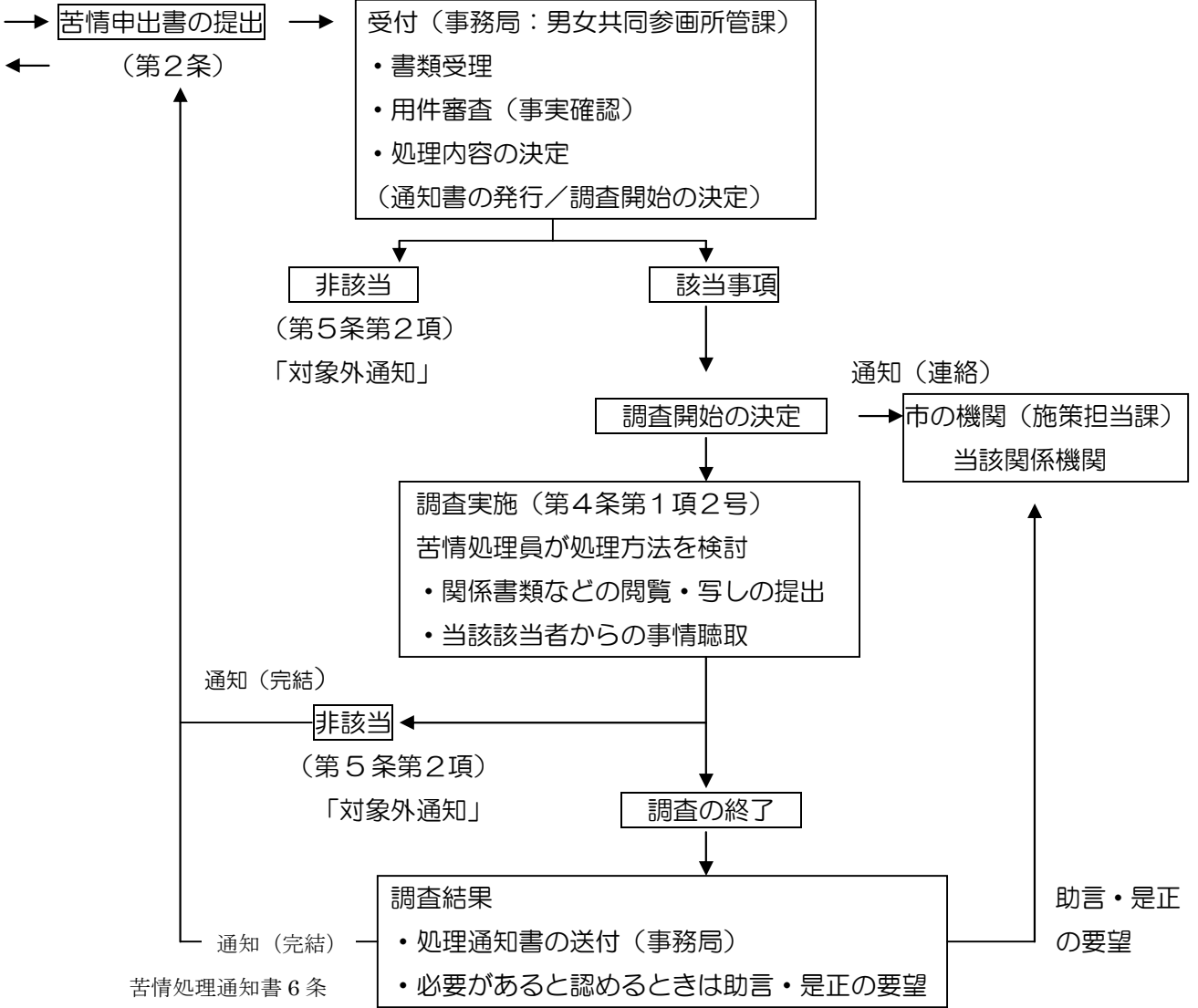
②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

ア、相談のみで解決する場合



イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>

← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介

○取手市男女共同参画推進条例

平成17年1月4日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第9条～第20条)

第3章 取手市男女共同参画審議会(第21条～第23条)

第4章 雑則(第24条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第12条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第15条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

- 2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援

するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第19条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第20条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があつたときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
 - (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
 - (3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女ひとと男ひとともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成17年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第20条第1項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第3条 条例第20条第1項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第4条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第20条第2項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
- (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。

- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
- 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でないとして市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第2号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第6条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書(様式第3号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 条例第20条第2項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市ドメスティック・バイオレンス相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第8条 条例第21条第1項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(審議会の委員等)

第10条 条例第22条第3項第2号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
- 2 条例第22条第3項第3号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する18歳以上の者をいう。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年規則第78号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成18年規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第17号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第12号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

苦情等申出書		年 月 日
取手市長 殿		
(申出人)氏名	法人その他の団 体にあつては名 称及び代表者の 氏名	
住所	法人その他の団 体にあつては事 務所の所在地	
電話番号 () —		
取手市男女共同参画推進条例第20条第1項の規定により、次のとおり申出します。		
苦情申出の趣旨		
申出の理由		
他の機関 への相談等の状 況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
特記事項		

様式第2号(第5条関係)

苦情等申出調査対象外通知書

年 月 日

様

取手市長

年 月 日付の申出につきましては、下記の理由により調査しないこととしたので、取手市男女共同参画推進条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

調査しない理由

様式第3号(第6条関係)

苦情等処理通知書	
年 月 日	
様	
取手市長	
取手市男女共同参画推進条例施行規則第6条の規定により、次のとおり苦情等処理内容を通知します。	
苦情等の申出日	年 月 日
苦情申出の趣旨 (概要)	
苦情等の処理内容	
添付資料	
連絡事項等	

資 料 編

- ・ 第三次取手市男女共同参画計画策定までの経過
- ・ 諮問
- ・ 答申
- ・ 取手市男女共同参画審議会委員名簿

第三次取手市男女共同参画計画策定までの経過

日にち	取手市男女共同参画審議会	庁内推進会議検討部会	庁内推進会議
平成28年 5月17日	第1回 委員委嘱・諮問 計画の体系、基本的な考え方確認		
5月24日		第1回 計画体系、基本的な考え方確認	
6月28日		第2回 第3分科会 具体的施策・数値目標協議	
6月29日		第3回 第1分科会 具体的施策・数値目標協議	
6月30日		第4回 第2分科会 具体的施策・数値目標協議	
7月14日		第5回 計画素案協議	
7月28日	第2回 具体的施策・数値目標検討	←各分科会班長・副班長同席	
8月4日	第3回 計画素案検討・二次計画実績報告		
8月8日～ 8月15日	庁内意見募集		
8月19日			第1回 二次計画実績報告 三次計画素案検討
10月7日		第6回 中間報告(素案)	
10月20日	第4回 中間報告(素案)		
11月8日			第2回 中間報告最終決定
12月1日～ 31日	パブリックコメント実施 意見公募結果 3人(13件)		
平成29年 1月26日	第5回 パブコメ結果検討		
2月2日	第6回 答申		
2月8日		第7回 パブコメ検討	
2月14日			第3回パブコメ検討 計画反映決定
3月	第三次計画策定		

諮 問

取 市 発 第 7 0 号
平成 2 8 年 5 月 1 7 日

取手市男女共同参画審議会

取手市長 藤 井 信 吾

第三次取手市男女共同参画計画について(諮問)

第三次取手市男女共同参画計画を策定するため、取手市男女共同参画推進条例(平成 1 7 年 1 月 4 日条例第 1 号)第 2 1 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成29年2月2日

取手市長 藤井 信吾 様

取手市男女共同参画審議会
会長 志村 俊晴

第三次取手市男女共同参画計画について(答申)

平成28年5月17日付け、取市発第70号で諮問のありました、第三次取手市男女共同参画計画について、当審議会として慎重に審議した結果、別添のとおり、修正した計画案を答申します。

取手市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(敬称略)

氏名	性別	選出区分	備考
志村 俊晴	男	識見を有する者	会長
間宮 真知子	女	関係機関・団体推薦	副会長
櫻井 由子	女	公募による市民	
岡田 弘文	男	公募による市民	
下園 淳子	女	識見を有する者	
成島 久美子	女	関係機関・団体推薦	
鬼澤 仁	男	関係機関・団体推薦	H28.8.2 辞任



第三次取手市男女共同参画計画

平成29年3月

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

メールアドレス s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課